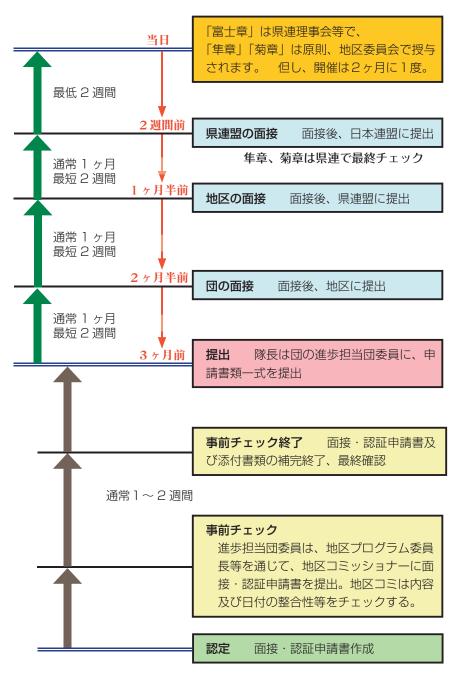
第6章 面接・記章授与の手続き

1. 認定から面接・認証までのスケジュール

具体的な申請手続きを説明する前に、認定から面接・認証、記章の授与までのスケジュールを知っておきましょう。このスケジュールは標準的なもので、内容の不備等があれば、更にこの期間は長くなります。





※申請書・添付書類の内容の不備については、県プログラム委員会(から地区プログラム委員長等または県連盟コミッショナー)から地区コミッショナーを通して、所属隊長に連絡します。

※基本的にこの段階では、申請書の 内容、添付書類の内容に不備はなく なっているハズですが、もしあった 場合は、地区プログラム委員長等か ら所属隊長に直接連絡があります。 大至急に修正対応をしてください。 修正・再提出が遅れれば、面接、授 与もその分だけ後送りとなります。

※申請書の内容、添付書類の内容に 不備がある場合は、地区コミッショナーまたは、地区プログラム委員長 等から所属隊長に直接連絡があります。所定の期間内に修正をしてください。

状況報告 (→地区コミ、進歩担当者)

「富士章」「隼章」「菊章」に挑戦

隊長は地区コミに認定ラインの確認をする。

※スカウトが進級課目に挑戦することを決めたら、隊長はただちに地区コミ・地区プロ委員長とコンタクトし、基準ライン・認定ライン (P.78) の確認を行います。

2. 進級考査に合格したら、進級申請を

(1) 進級申請の主旨

菊章、隼章、富士章の面接・認証申請は、団委員長が、地区または県連盟に対して、「自隊(自団)のスカウトが、進級課目考査において所定の基準に達したと認定したので、面接で確認と励ましを与え、進級したことを認証して欲しい」と申請することです。

(2) 進級申請書類作成の意義

面接を受けるには、「面接・認証申請書」と「添付資料(考査結果を証明する報告書や記録等)」をセットにして所定の提出先に期限までに提出(P.94表参照)する必要があります。スカウトおよび隊長の重要な活動(任務)として、各級の総仕上げとして熱意をもって作成するようにしてください。

●スカウトが一人前になった(進歩した)ことを大人達に励ましてもらい(面接)、認めてもらう(認証)ためのアピール資料となる。

【面接→認証の基礎資料】

●スカウト自身が、自分の歩んできた軌跡を振り返り、自分の進歩レベル を確認して、次のステップにジャンプする足掛かりとなる。

【更なる進歩への通過点確認記録】

●隊長がスカウトと一心になれるチャンスであり、今までの指導方法を見直し、よい点には自信をもち、もう-歩と思われる点は早急に改善していくための反省材料となる。

【信頼関係の醸成と指導方法の点検の機会】

(3) 面接・認証申請書の記入のしかた

面接·認証申請書に記入については、資料編の P.129 から順に「菊章」「隼章」「富士章」のそれぞれの面接・認証申請書に示してあります。

ここで、注意しなくてはならないことは、細目の認定やバッジ取得の日付の整合性がとれているか、つまり進級課目・ターゲットバッジ、マスターバッジ、技能章等の細目の認定日が、それぞれの章のチャレンジ期間内のものであるかを確認して、記入することです。1つでも日付けが間違っていると、その「章」へのチャレンジを開始した時から認定されるまでの道のりに、いらぬ疑義が挟まれることになってしまいます。それは、スカウトにとっても指導者にとってもたいへん不愉快であり不名誉なことです。しかしながら、正しく運用を求める側とすれば、これは疑義を挟んでいるのではなく、当然の確認しなればならないことなのですが・・・・。こんなことがないように、日付を記入する際には、進歩課程・課目とその日付の意味するところを十分に理解した上で記入してください。

また、<u>過去の「進級」の日付は「認定」した日ではなく、面接によって「認証」された日</u>となります。(カブスカウトは当該カブブックの完修した日となります。何らかの事情で面接による認証がなされなかった場合は、隊長による認定日とします。)

また、記入については、隊長の責任でおこないます。資料編 P.129 に「菊章スカウト面接申請書」の記載要領を乗せていますが、緑の囲み「〇」で示されている項目については、スカウトに挑戦意識をもたせ、また、隊長とのコミュニケーションを密にするための方法として、隊長の指導の下でスカウトに記入させた方がよいと思われるものです。ぜひチャンスとして活用してください。

(4) 申請書に添付する資料 (P.72~73 表参照)

以前の面接時には、面接・認証申請書に添付する資料を過去に遡って用意 しなくてはなりませんでした(「菊章」の場合は2級章と1級章の時の申請 書類など)。

現在は、原則として当該進級にかかるもののみとします。つまり、菊章課



●ビーバー・カブの面接

団における面接会は、通常はボーイ部門やベンチャー部門の進級に関して実施され、ビーバー部門やカブ部門においては、進歩及び進級の条件としての面接を行うことは一般的ではありません。そのため、この冊子におては、ビーバーやカブ認証申請書については触れません。

面接会という形式ではなく激励会という形で、ビーバーやカブ、そしてその保護者と個別に話し合うことは、より深くスカウトと家庭を理解し、より良いスカウト活動に繋げるためにも、そして、団や隊をより理解していただくためにも積極的に行っていただきたいものです。

●「良き社会人の育成」とは

これは、「ボーイスカウトって何ですか?」という問いに対する1つの回答にもつながります。それは.....

「問題に立ち向かい解決できる力を持ち、かつ自分の開発を設計できる力を持つ責少年の育成」

このような個人(社会人)を私たちは望んでいるのです。具体的には

自治能力がある

個人として、また社会の一員として、個人生活と社会生活の双方に置いて、物事の選別をし、管理する能力があること

助けとなる

他人への思いやりを持ち、彼らと ともに彼らのために行動し、彼らと 問題を分かち合う 目の面接申請書には、1級及び2級章面接申請時に添付した資料を再度提出する必要はありません。すでに正式な認証が終わっているのですから、改めて再審査・再確認することは、その名誉を踏みにじることになります。「認証」とは、それほどの位置づけをもって行うものと考えてください。

また、進級課目の細目の表現としては、特に作成・添付することは求められていませんが、それぞれの地区や県連のローカルルールで提出を求められているものがあります。それについては申請書に添付して提出することが必要となります(P.72 ~ 73 参照)。

これらの添付資料は(「ちかい」と「おきて」の作文以外)、この面接申請のために特に作成したものではなく、これまでの課目・細目の考査の段階で、 作成したものを使用します。

例えば、ボーイ部門の2級章課目 1. (4)「コンパスと地図を用いた 10km 程度のハイキングを計画し、隊長および保護者の同意のもとに実際に行う」とあります。ただ歩いただけでは「ボーイスカウトのハイキング」ではありません。スカウトのハイキングには、テーマと想定とパトローリングによる観察と推理がなくてはなりません。従ってそれに沿った目的があり、目標・方法があり、企画→計画→実施→評価→反省という実施のプロセスと、ハイキングにおける想定への対応、野帳の記録(歩行記録、観察記録、天候記録等)、課題の取り組みなどがあります。それを実施後に「ハイキング報告書」にまとめて隊長に提出し、評価を受けて、振り返って、その改善策をさらに付記したものをハイキング報告書と一緒に綴じたところで、はじめてハイキングが完結します。これらの記録があるはずですので、面接時に、スカウトの取り組みをより濃く伝え、その認証をさらに大きなものとするためにも、必ず添付します。一方、これらを添付するということは、スカウトにとっても自分の歩んできた軌跡を残すということです。

また、進級課目や課題の修了認定は、考査の責任者である隊長の権限で行なえるのですが、面接に先立って行われる地区プログラム(進歩)委員長やコミッショナー(団内面接の場合は進歩担当団委員)等の事前審査において、最低限維持すべき基準(基準ライン P.78 参照)に達していない、または他と著しく均衡が保たれていない、または必要な書式(フォーマット)で提出されていない等を判断された場合は、面接申請書および添付資料の補完を求め、また、考査基準の指導や助言が行われることがあります。これについては、それを避けるためにも、その進級章にチャレンジを開始する前に、担当の地区コミッショナーと相談し、そのスカウトの進級計画と基準ライン、認定ラインを明確にしておくことが求められます。

このように書くと、第4章の 1(2) (P.75) で「それぞれのスカウトの能力・体力・特質などの個人差を十分考慮することも必要で、基準の適用は一律でなく柔軟に考えていい」と矛盾するのでは、という声が聞こえてきそうですが、P.78 のヒントに「課目の字句を忠実に読み、しかもそれを最もやさしく解釈した線を最低基準として、それを崩してはなりません」と記したように、課題で要求されたものはできなくてはならないのです。それは、目の前で直ちに上手にできなくてもいいんです。下手でも時間がかかっても、とにかくできればいいんです。つまり、ここでは、このスカウトが「できた」から認定したということを示す資料を添付すればいいのです。

ただ、第三者による客観的評価(「菊章」「隼章」「富士章」の面接官による面接・認証)にあたっては、P.70~73のある表の「BS,VS 各級における「ちかい」と「おきて」の指導指針」「BS & VS 部門各章細目認定にあたってのガイドライン」に則って確認することになります。したがって 隊長は考査にあたっては、この2つガイドラインに沿っているかを確実に押さえることが求められます。



●添付する書類について

「菊章」「隼章」「富士章」の申請にあたっては、それ以前の進級時に必要とされたレポートの再提出は必要ありません。これは、すでに認証されたものですから、改めて提出し評価するということは必要ありません。

●申請ファイルは必要数用意する

面接・認証申請書類一式を綴ったファイルは、正本と副本を用意します。

【菊章・隼章】

正本(1冊)と副本(2冊) 【富士章】

正本(1冊)と副本(3冊)





(5) 申請書の綴り方(ファイリング)の順序と見出し

進級申請書は、A4 サイズのファイルバインダーに、「面接・認証申請書」を第 1 ページとし、その後ろに「添付資料」を、

- ・課題順に
- ・時系列に
- ・見出しを付けて

綴じ込んだ形式とします。ボーイスカウト、ベンチャースカウトの進級申請 書提出先は下表の通りです。

くり返しますが、この申請書類を整えるということは、スカウトに進級の意味を理解させるのに大変有功なものですし、今後、社会的に手続きをするにあたっての準備の大切さを身を以て体験することになり、それをきちんと行うことが自分自身の信頼に作り出していくことに繋がっていくものです。隊長はこのことをスカウトにきちんと伝えてください。

3. さぁ次は「面接」です。

(1) 面接の趣旨

面接は、考査の結果を認証し、スカウトに自信を与え、更に次への進歩向上(次の進歩章への取り組み)を励ますことを主旨として行います。面接は、面接試験でもなく、また再考査でもありません。そのスカウトが、どれだけのことを経験し、「ちかい」と「おきて」をどれくらい自分のものにしてきたかという進級考査の結果を確認し、励ます場なのです。

面接は、スカウティングでは、進級するための大変重要なプロセスの1つとして位置づけられていますので、それにはまた、隊長自身がこれまでの指導を振り返り、自分自身を評価・反省する機会でもあるのです。この主旨を良く理解して臨んでください。

(2) 面接会のセッティング

面接会を実施するためには、スカウト本人はもとより、保護者、隊関係者、そして各面接委員のスケジュールの調整が必要です。特にボーイ隊になると保護者の活動への関わりは希薄になりがちです。スカウト教育の一貫性を良く理解していないと、部活動で忙しくなる子供達の意見に流されてしまいます。団面接を初級から段階的に実施することで、保護者にボーイスカウトの教育法に理解を得られるだけでなく、活動に対する協力も得やすくなり、ひいては中途隊団の抑制にも繋がります。

地区や県連の面接においては、面接委員は忙しい方が多いので、常に先回



●進歩の3要件

面接では、次の「進歩の3要件」 が満たされていることを確認します。

- スカウト精神が高められている。
- ・参加成績がよい
- 技能が向上している

つまり単に技能面の向上だけでなく、「ちかい」「おきて」の実行と、隊や 班の活動に参加するのにどのような 努力を払い、最善を尽くしてきたか という点にある。面接はそれらを確 認し、それを認証します。それは、 スカウトとして自信を持たせ、なお 一層の向上をはかるための奮起を促 し、激励を与えるとても大切な機会 です。

●面接委員長と認証者

面接は、面接委員会を設置し、面接委員長を置いて実施します。面接 委員長はその面接会の責任者ですので、面接認証を行います。

面接委員長は、P.96 右図 (★印) にもあるように、茨城県連では・・・・

- · 団面接(団委員長)
- ·地区面接(地区委員長)
- · 県連面接(県連理事長)

が就任します。他県連では、地区コミや県コミ、プログラム委員長等が 就任する場合もあります。

進級章別	進級面接・認証申請書	申請書提出先	提出時期	面接・認証者	記章交付
初級章 2級章 1級章	○級章認証·面接申請書	進歩担当団委員	2週間〜 1ヶ月前	団内面接委員会	団委員長
菊 章	菊章認証·面接申請書	進歩担当団委員(経由) →地区進歩委員長	1 ~ 1.5 ヶ月前	団内面接委員会 →地区面接委員会	県連盟長
ベンチャー章	ベンチャー章 認証・面接申請書	進歩担当団委員	2 週間〜 1 ヶ月前	団内面接委員会	団委員長
集 章	菊章認証·面接申請書	進歩担当団委員(経由) →地区進歩委員長	1 ~ 1.5 ヶ月前	団内面接委員会 →地区面接委員会	県連盟長
富士章	富士章認証・面接申請書	進歩担当団委員(経由) →地区進歩委員長(経由) →県連進歩委員長	l ~ l.5 ヶ月前	団内面接委員会 →地区面接委員会 →県連盟面接委員会	日本連盟コミッショナー

りしてスケジュールを調整をすることが必要です。直前に設定してしまうと、 面接・認証申請書の書式審査に不備があったりしたときの対応ができない場合がありますので、団→地区、地区→県連の面接会の期間は、通常 1 ヶ月、 最短でも 2 週間を猶予期間を持つことが普通です。特に県連役員は大変多忙ですので、理事会や常任理事会に合わせて面接会をセッティングしています。

(3) 面接の区分

面接は原則として全ての進級に対して「団」で行います(P.48 ヒント参照)。中でも「菊章」、「隼章」、「富士章」は特に努力をして得た成果ですから、より権威ある?立場から、より高い激励を与えるために県連盟で面接を行います。地区で面接委員会を設置している場合は、「菊章」、「隼章」は、地区で面接をおこないます。

しかしながら、団における面接は、「菊章」、「隼章」、「富士章」 時以外は、ほとんど行われていないのが実情です。 面接の意義、そしてスカウトに与える影響を考えると早急なる改善が求められます。

さて、面接を行うのは、すべての進歩科目に対してではありません。いわゆる「修得科目・必修科目」の完修に対してのみ行います。

また、面接は面接委員会(下表参照)を設置し行います。

(4) 面接委員会の構成

面接委員会は、団・地区・県連盟それぞれに次ページ下表のメンバーを標準として実施します。進行は、それぞれの区分に従い進歩担当者(進歩担当団委員、地区の場合は地区プログラム委員会等の委員長、県連の場合は地区選出のプログラム委員会委員(これらを「進歩担当者」という。))が行います。

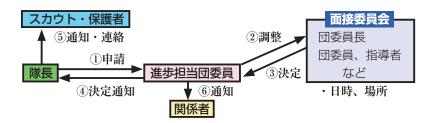
(5) 面接の会場について

面接の会場や机・椅子の配置については、特に決まりはありません。ただし、この面接を行う意図を考えると、面接会場としての静かな個室、それに面接を受けるスカウト等の控室の最低2部屋があるといいですね。

次ページに、面接会場の机と人員の配置の一例を掲載しますので、参考としてください。

(6) 団面接の準備〜実施

①団における面接は、次の手順で進めます。



② 進備

面接は、認証のための「公式」な場であることを忘れてはいけません。 公式であるが故に、地区や県連の面接では、地区や県連の役員等がその面 接委員となるのです。右欄のヒントにもありますが、栄誉と名誉の気持ち を感じ取れる雰囲気を醸し出すことが大切です

同時に、隊長やスカウトは、その面接を受けるための準備を怠らないで ください。

【事前の準備】

○隊長 ・スカウトの個人記録を整理して、申請書と必要な添付書類 (報告書等)を面接資料として準備し、進歩担当団委員に事 前に(所定の期日までに)提出します。



●面接委員の服装

面接は、スカウトのこれまでの「自 分自身の成長に対する取り組み」を 評価するもので、スカウト自身がそ れを真面目にしっかり、真剣に頑張っ てに取り組んできた結果でもありま す。

それを認証する面接委員は、その 取り組みに対して、真摯に相対する ことが必要です。だらしのない服装 や普段着や作業着ではなく、制服や スカウトの礼服、スーツ等のきちん とした服装で面接をしてください。

中には親近感を抱かせるためにね 敢えて普段着で面接をするという方 もいますが、公式に認める場の適度 の厳粛さが、進歩の階段を1つ上る ことをスカウトに意識させます。栄 營と名誉の気持ちを感じ取ることが できるよう、雰囲気を醸し出すこと が大切です。そのためにもきちんと した服装そして姿勢で面接をしてく ださい。

●面接会に用意するもの

- 面接・認証申請書類一式を綴った ファイルの正本と副本
- 国旗

- 面接スカウトに事前指導(スケジュール、服装、言 葉遣い、持参するもの、面接時の対応)を行います。
- 当日の集合時間、会場、持ち物等と下記事項を指示 します。
 - 。正装で臨むこと(特に記章類は正しく着ける、 身だしなみを整える)。
 - 。遅刻をしないこと(集合時間より前に会場に到 着していること)。

○進歩担当団委員

- 面接委員及びスカウト・隊長の予定を調整し、面接 会の日時・場所を決めます。
- 面接資料を閲読し、面接会の進行や質問事項につい て、面接委員と打ち合わせます。
- 当日は、面接の 1 時間前には会場の設営をします(国 旗、隊旗、テーブル、椅子、名札等)

③面接会場で

○隊長 面接を受けるスカウトを集合させ、点呼をとり、面 接順・待機場所・面接終了後の行動等について説明し、 スカウトの不安を取り除きます。

○面接スカウト

スカウトらしい言葉遣い・態度で臨みます。

(7) 面接上の留意点

県

連

盟

富士章

面接は、決して再考査ではなく、面接試験でもありません。考 査の結果を認証し、スカウトに自信を与え、更に一段と進歩向上を励 ます場です。そのため、日常ではない、ちょっとした緊張と身構えと が必要な適度に厳粛な雰囲気が求められます。これは、決して威厳を 表すものではありません。この適度の厳粛さが、進歩の階段を1つ上 ることをスカウトに意識させます。栄誉と名誉の気持ちを感じ取るこ とができるよう、雰囲気を醸し出すことが大切です。そのためには、 下枠内の事項に留意して行うことがが大切です。

- スカウトの進歩を祝い、励ます機会であることを忘れないこと
- 厳粛な中にも和やかな雰囲気で行うように、場所、面接をする人 の人数、話し方などに留意すること
- 面接はスカウトー人一人について、公平公正に行うこと
- 質問については、難易のバランスをとること
- 再考査ではないことを理解しておくこと
- スカウトそれぞれに対して、適した態度で接すること
- 面接委員も正しい服装でスカウトに接すること(できる限り制服)

県プログラム委員会

長等)

団での面接レイアウト

例





①団委員長★

⑤面接スカウト

②団委員

⑥隊長

②隊長経験団委員 ⑦保護者 ③コミッショナーまたは育成会役員

④進歩担当団委員

地区での面接レイアウト

例





①地区委員長★ ②地区コミ

⑤面接スカウト

③地区副コミ ⑦団委員長

④地区プログラム ⑧保護者

委員長

(3) 県連盟での面接レイアウト



①理事長★

⑤面接スカウト

②県コミ (6)地区コミ ③進歩担当県副コミ ⑦隊長

④プログラム委員長 ⑧団委員長

担当プロ委員(進行)⑨保護者

例

理事長

(理事)

副理事長

事務局長

面接委員会							
認証区分	対象進級章	進行	主として進歩関係	主として生活態度			
寸	クリア章 初級、2級、1 級 ベンチャー章	進歩担当団委員	隊長経験のある団委員等 地区(副)コミッショナー (できる限り参席を依頼する)	団(副)団委員長 団委員 育成会役員			
地区	菊章、隼章	地区プログラム委員会 等 (地区進歩担当委員長)	地区(副)コミッショナー	地区(副)委員長 地区(副)協議会長 (地区役員) 事務長			

(当該地区進歩担当委員 県連盟(副)コミッショナー

陪席
隊長、副長、 スカウト保護者
隊長 団委員長 スカウト保護者
隊長 団委員長 地区コミ スカウトの保護 者

- 自分のスカウト活動の成果に、大人たちが十分な関心を持っていると、 スカウトに感じさせること。
- 隊長に対する信頼を表すこと(決してスカウトや保護者の前で信頼を損なうような言動をとらないこと)
- 保護者に対する感謝の気持ちを表すこと

また、面接委員会の長(団面接では団委員長、地区は地区委員長、県連は 理事長)は、閉会セレモニーの際には、隊長に対し進級指導の労をねぎらう こと、保護者の協力への感謝、面接を受けたスカウトに対して今後の激励の 言葉を述べます。

面接が終了し、認証がなされたら直ちに、隊長は団委員長(地区、県連盟)に記章の交付を申請します。記章が交付されたら、できるだけ早い機会にスカウトに記章に授与します。



●質問事項について

面接は、スカウトのこれまでの自 分自身の成長に対する取り組みを評 価するもので、スカウト自身はそれ を真面目にしっかり、真剣に頑張っ てに取り組んできた結果でもありま す。

そのため質問の内容については、 「試す」のではなく「確かめる」「スカウトの考えを聞く」ことに主眼を 置いてください。

具体的な質問事項は「資料編」に 掲載してあります。

◎団で行う進級面接会の進行例

団での面接は、皆さん顔なじみでしょうから、団ならではの和やかな雰囲気に多少のかしこまった雰囲気を醸し出して行いましょう。

番号	項目	進行	内				
1	開会	進担団委	「ただ今より、ボーイスカウト隊○○○君の○章面接会を行います。」				
2	国旗儀礼	進担団委	「(全員起立) 国旗に正体、礼、直れ、元の位置に」				
3	出席者紹介	司会	(面接委員)「○○団委員長、○○地区コミッショナー、○○育成会長、○○団委員、○○ベンチャー隊長、○○進歩担当団委員、以上○名の面接委員と (出席側)○○隊長、保護者の○○さん、同じく保護者の○○さん、そして今回面接を受けるボーイ隊の○○○○君と○○○○君です。」				
4	面接委員長 挨拶	団委員長	面接委員長のあいさつ				
5	スカウト退席	進担団委	それでは面接を行います。面接は 1 人ずつ行いますので、スカウト及び保護者の皆さんは一旦退室 してください。名前を呼ばれたスカウトは入室ください。」 (陪席者は退席しなくてもよい。)				
6	スカウト紹介および推薦	隊長	・スカウトを 1 人ずつ呼ぶ(保護者も) ・隊長はスカウトを紹介する 『本日面接を受ける○○君を紹介します。○○君は・・・・(スカウト略歴、性格等)・・・ です。 ○章の考査課目のすべてに合格しておりますので、○○君の面接をお願いし ます。』				
7	面接	面接委員	面接委員によるスカウトの面接 ①本人の自己紹介(所属団・隊、氏名)と作文朗読 ②面接官からの質問(進歩関係、生活態度等) ③スカウト退室 ④(スカウト退室後)保護者に対して面談をする。(その後保護者も退室する。) ※ 6.7 を面接するスカウトに対して行う				
8	協議	委員長	その場で。 協議終了後、スカウト及び保護者は入室。				
9	認証・激励のことば	委員長	「本日の面接の結果、○○君と○○君が○級スカウトとして十分な実力があることを認めます。おめでとう。今後もしっかりがんばって、さらに○級へ挑戦してください」				
10	国旗儀礼	司会	「国旗に正体、礼、直れ、元の位置に」				
11	閉会	プロ委長	「以上を もちまして、○○○○君と○○○君の○章面接会を閉会します。」				

4. 記章の授与

(1) 授与式の区分

授与する記章は、前述の面接を伴って授与する「進級記章」のほかに、カブのチャレンジ章、ボーイのターゲットバッジ・マスターバッジ、ベンチャーのプロジェクト・バッジ、そして技能章等の「進歩記章」があります。それぞれ、次ページ下表のように授与者が定められています。ただ、実態に合わせて代理者が授与者名をもって授与することができます。

(2) 記章・標章の入手方法

記章や標章は、制服や他のスカウト用品とは異なり、その購入に当たっては、 団委員長もしくは県連盟に登録してある各団の記章等購入担当者しか購入することができない等の制約があります。それは、これらの記章や標章は、その頒布が制服を着用できる加盟登録者に限られ、また特に記章は、その教育的位置づけにより加盟員であってもその着用が認められた者しか着用することができない権威あるものだからです。

記章・標章を購入する場合は、所定の「スカウト用品注文書」に必要事項



●購入申込先

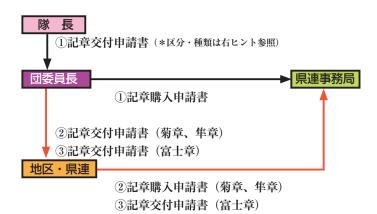
ボーイスカウト茨城県連盟事務局 ※他県のスカウト用品販売協力店 で記章や標章を購入する場合は 県連発行の「記章類購入許可書」 が必要になる場合があります。

◎県連で行う富士章面接会の進行例

県連盟で行う「富士章面接会」の進行の例です。地区に於ける「菊章」「隼章」の面接も基本的に同じです。

番号	項目	進行	内	容	その他
1	開会	プロ委長	「ただ今より、日本ボーイスカウ チャースカウト隊○○○○君の富		面接するスカウトが複数 の時は、
2	国旗儀礼	司会	「(全員起立) 国旗に正体、礼、直	[れ、元の位置に]	①「5. 面接委員長挨拶」
3	歌	司会	「連盟歌、斉唱」 → (全員着席)		後にスカウト・保護者、
4	出席者紹介	司会	(面接委員)「○○理事長、○○児ログラム委員長、○○進歩担当記 ウト制度小委員会委員長、以上○(出席側)○○地区コミッショナ・所属隊○○隊長、保護者の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	削コミッショナー、○○スカ 名の面接委員と -、○○第○団○○団委員長、 さん、そして今回面接を受け	団関係者等を全員一旦 退出させます。 ②面接は1組(スカウト +保護者+関係者)ず つ行います。 ③名前を呼ばれたら、最 初の1組が面接会場に
5	面接委員長挨拶	理事長	面接委員長のあいさつ		入ります。そして6~
6	スカウト紹介	所属隊長	氏名、所属団、スカウト略歴、性	格等	8を行い退室します。
7	スカウト推薦	地区コミ	人格、人柄、参加略歴、プロジェ	クト等に関すること	④続いて次の組が入りま
8	面接	面接委員	面接委員によるスカウトの面接 ①本人の自己紹介(所属団・隊、 ②面接官からの質問 ③スカウト退室 ④(スカウト退室後)団関係者、		す。 ⑤これを面接するスカウ トの組分繰り返しま す。 ⑥全ての組の面接が修了
9	協議	委員長	その場で。 協議終了後、スカウト入室。		したら、面接委員のみ 残って全員が退室し、
10	認証・激励の ことば	委員長	「本日の面接の結果、○○君が富 カウトであることを認証します。		そこで面接をした全て のスカウトの認証につ
11	伝達事項	プロ委長	今後の流れと記章伝達について		いて、9. の協議を行い
12	歌	司会	「(全員起立) 光の路、斉唱」		ます。
13	国旗儀礼	司会	「国旗に正体、礼、直れ、元の位	置(こ)	⑦協議が終了した段階
14	閉会	プロ委長	「これをもって、日本ボーイスだ ベンチャースカウト隊○○○○ す。」		で、全ての組を部屋に 入れ、10.の認証を行 います。

を記入の上、各県連盟の購入申込先に申し込みます。申込みにあたっては、 それぞれ県連盟で定めた方法に従ってください。



(3) 記章授与式

記章は、栄誉の「しるし」として、努力とその成果を公認し、そのスカウトが誇りを持ち、自信を深めることができるものとして授与されます。それだけでなく同時に、他のスカウトに対しても、奮起と奨励、そして努力目標を与えるものでもあるので、「団」で授与する場合は、できるだけ多くのスカウトまたは保護者が列席している隊集会や団の行事などで、記章の受領からできるだけ早い機会に授与式を行います。地区や県では、役員などが列席している地区協議会や理事会などで授与することが望まれます。

そのため、記章の授与においては、その時期・場所・方法に十分に心を配り、記章の権威、授与の意義が失われることのないようにしなければなりません。しかし、そのために授与のタイミングが遅れたりしないようご注意ください。また、どのような理由であれ、隊長が記章をポケットやバッグやスーパーの袋などから無造作な取り出して渡したり、授与する記章を間違えたりなど、記章を粗末に扱ったり、心ない渡し方をしては絶対になりません。

授与式の一例を次ページに示します。

①団(隊)で行う授与式

- 野外や室内において、授与式にふさわしい雰囲気を作るため、人や物の 配置や配列を工夫する。
- 式はなるべく簡素に、しかしながら印象深く行う。
- 来賓としてスカウトの保護者や学校の先生等にも参列してもらうとよいでしょう。

授与者	授与式	部門	進級記章	進歩記章
	(形)	ビーバー		木の葉章 小枝章
		カブ	(りすバッジ) 進級章(うさぎ、しか、くま) (月の輪章)	チャレンジ章
団委員長		ボーイ	(ボーイスカウトバッジ) 初級章 2級章 1級章	ターゲットバッジ マスターバッジ 技能章
		ベンチャー	(ベンチャーバッジ) ベンチャー章	プロジェクトバッジ 技能章
県連盟長	県連盟 (地区)	ボーイ ベンチャー	菊章、隼章	
日本連盟 理事長	県連盟	ベンチャー	富士章	

*記章の区分①「団」

- ビーバー木の葉章、小枝章
- カブ ステップ章、クリア章、チャレンジ章
- ボーイ ボーイスカウトバッジ、初級章 2級章、1級章、ターゲットバッ ジ、マスターバッジ
- ベンチャー ベンチャーバッジ、ベンチャー 章、プロジェクトバッジ
- 技能章、各種標章 *記章の区分②「地区」 菊章、隼章

その他

*記章の区分③「県連盟」 富士章

- 進級記章類は団委員長よりスカウトに対して授与(伝達)するか、または、 団委員長から隊長を介して授与する。
- スカウトの業績を紹介し、スカウト自身にここまでの苦労談などを話させるとよいでしょう。
- スカウトの進級を手助けした班の仲間や、スカウトが授与するまで導いた隊長を紹介すること等は、班や隊に対する評価としてたいへん有効です。

②地区で行う授与式 (菊章、隼章、富士章)

- ・地区総会、地区協議会、地区委員会、ラウンドテーブルなど、多くの指導者が参席している場面で行うとよいでしょう。ただし、面接から時間をおかないよう、タイムリーに授与しなくはなりません。
- ・また、地区の B-P 祭、地区キャンポリーなど、多くのスカウトが参加するイベントなどで授与することも、他のスカウトへの励み・刺激となるでしょう。

③県連盟で行う授与式 (富士章)

- ・県連総会や理事会、キャンポリーや県連主催の大きなイベントなど、公 の場で行うとよいでしょう。
- ・県プログラム委員会では、毎年3月にその年度中に富士章を受章したスカウトとその関係者及び県内のベンチャースカウト有志を招いて「富士スカウト顕彰を実施しています。

(4) 団・隊で行う記章授与式の進行例

記章授与式の隊形や式次第については、特に決まりはありません。ここに、 授与式の進行の一例を掲載しますので、参考としてください。

ここでのポイントは、保護者の出席です。P.49 にあるように、スカウトが受けた大きな影響を進歩・成長へと繋げ、よい性格・人格へと定着させることは、家族のたゆまない支援があってはじめて成し遂げられるものです。したがって、その支援の結果としての価値あるバッジの授与ですから、是非とも保護者に出席してもらってください。

そして、バッジも団委員長→隊長→保護者→スカウトへと渡してください。 隊長から直接スカウトに渡す場合でも、保護者に感謝の言葉をかけて、隊長 と保護者の2人からバッジを渡すのもいいかもしれません。

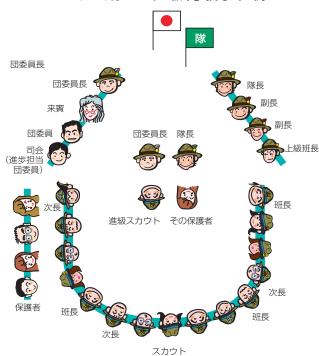


●記章と名誉

左記本文に「栄誉の『しるし』として、努力とその成果を公認し、そのスカウトが誇りを持ち、自信を深めることができるもの」としての記章である必要があるとあります。とういうことは、繰り返しになりました。なりあいにある通り、それは「名誉にかけて」自他共にその努力が認められたものでなければなりません。名誉と誇りをもって記むりません。名誉と誇りをもって記なりません。名前というにはありません。

ジャンボリー2級という言葉がかって?ありました。ジャンボリーには2級スカウト以上でなければ参加することはできません。進級計画を実行して晴れて2級になってジャンボリーに参加すれば、それは名誉です。しかしながら、ジャンボリーに参加させんがために、そのレベルに達していないスカウトに2級章を担てしまう指導者、それを不名誉と思わないスカウトや保護者・・・、「名誉」がなければ、もはやそれはスカウティングではありません・・・ね。この「名誉」についても再確認しなければならないのでしょう・・・・か。

ボーイ隊での「1級章」授与式の例





【ボーイ隊の授与式の進行・(例)】 ※単独のセレモニーとして行う場合

- ①U字形に集合・整列 (上級班長)
- ②開式の言葉
- ③国旗儀礼
- ④連盟歌「花はかおるよ」斉唱
- ⑤記章授与
 - ・隊長の話
 - ・「1級章」受章スカウト紹介(上級班長)
 - ・記章授与(団委員長→隊長→保護者→スカウト)
- ⑥激励の言葉(団委員長)
- ⑦歌「そえよつねに」斉唱
- ⑧祝声「弥栄」
- ⑨国旗儀礼
- ①閉式の言葉
- ①解散
- *授与式の後、写真撮影を行う。写真は団広報誌、ホームページ等に掲載すると同時に記録として保管する。

※班を尊重する

ボーイ隊の授与式においては、スカウトの進級の手助けをした班の仲間に対して、この機会にその功績を認めてあげましょう。スカウティングの基本である班が蔑ろにされることのないよう配慮してください。

【準備品】

①国旗 ②進級証、進級章

③式次第 ④カメラ

【地区での授与式の進行(例) 菊章、隼章】

司会:地区プログラム委員長等

①開式のことば (地区副委員長)

②国旗儀礼 (司会)

③国歌斉唱 (地区コミ)

④おきての唱和 (担当地区副コミ)

⑤スカウト紹介 (地区コミッショナー)

⑥進級章授与 (地区協議会長)

⑦祝辞 (地区協議会長・地区委員長)

⑧激励の言葉 (地区コミッショナー)

⑨答辞 (当該スカウト)

⑩祝声「弥栄」 (先輩富士スカウト)

①連盟歌斉唱 (地区コミッショナー)

12国旗儀礼 (司会)

(3)閉式のことば (地区副委員長)

・授与式の後、写真撮影を行う。写真は団・地区広報誌、ホームページ等に掲載すると同時に記録として保管する。

【県連での授与式の進行(例) 富士章】

司会:地区プログラム委員長等

①開式のことば (県プログラム委員長)

②国旗儀礼 (司会)

③国歌斉唱 (地区コミ)

④おきての唱和 (該当地区コミッショナー)

⑤スカウト紹介 (担当県副コミ、または地区コミ)

⑥進級章授与 (連盟長、または理事長)

⑦祝辞 (連盟長、または理事長)

⑧激励の言葉 (県コミッショナー)

⑨答辞 (当該スカウト)

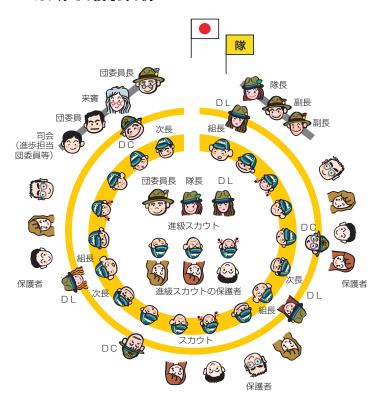
⑩祝声「弥栄」 (先輩富士スカウト) ⑪連盟歌斉唱 (該当地区コミッショナー)

②国旗儀礼 (司会)

(13)閉式のことば (県プログラム委員長)

・授与式の後、写真撮影を行う。写真は県連広報誌、ホームページ等に掲載すると同時に記録として保管する。

カブ隊での授与式の例





【準備品】

①国旗 ②クリア章、チャレンジ章

③式次第 ④カメラ

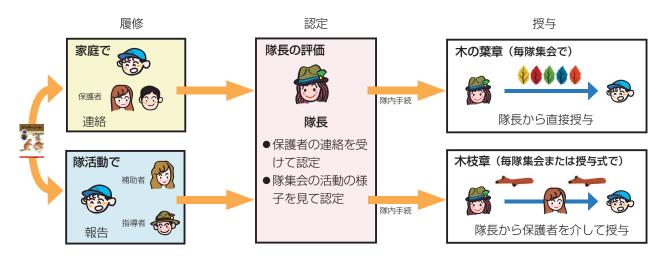
【カブ隊の記章授与式の進行(例)】 ※隊集会の中で行う場合

- ①大輪に集合
- ②開式のことば
- ③隊長と団委員長、そしてDLは、大輪の中央やや手前 に進む。
- ③副長は、章を受けるスカウトを呼び、DL はそのスカウトを隊長の前に整列させる。
- ④保護者を呼び、章を受けるスカウトの後ろに立つように促す。
- ⑤団委員長は、隊長に記章を渡す。
- ⑥隊長は、スカウトを1人ずつ呼び、前に立たせる。 保護者もはその隣に一緒に並ぶ。
- ⑦隊長は、章を受けるスカウトにお祝いの言葉を、保護 者に協力のお礼とお祝いの言葉を言う。
- ⑧記章の授与は、隊長→D L→保護者→スカウトの順に 授ける。
- ⑨スカウトと保護者は③④の位置に戻る。
- ⑩すべてのスカウトに記章が授与されたら、団委員長から激励の言葉を贈る。
- (1)祝声
- ⑫スカウト、保護者、D L は①の位置に戻る。
- (3)閉式のことば

※単独のセレモニーとして行う場合は、国旗儀礼、連盟 歌斉唱等セレモニーの要素を加味する。

5. 進歩課目の履修から記章の授与までの流れ

(1) ビーバースカウト 「進級記章、木の葉章、小枝章」 の 履修~授与



【進級記章 (ビーバー章・ビッグビーバー章)】

- ○新制服移行に伴い、ビーバーの進級記章はなくなりました(進歩制度は 残っています。)旧制服は、移行期間終了の平成30年8月31日まで 着用することができます。その間は平成26年版規程集に則った記章・ 標章類(旧記章という)を着用します。
- ○旧制度では、スカウトの進級記章(ビーバー・ビッグビーバー)は、考査によるものではなく、全員が同じタイミングでの記章授与となるので (途中入隊者は除く)、「進級式」という形での進級記章授与とすることが実情に合っています。

隊長は、進級式前に、団委員長に対して進級記章の申請手続をします。 授与の手順は「小枝章」と同じです。

【木の葉章】

○「木の葉章」の授与については、スカウトにとっては「すぐにほしい」 ものであり、その気持ちを利用して発達へと導き促すものであるため、 隊集会の中で授与することができます。

【小枝章】

○「小枝章」については、履修状況からも、授与の予定日が解ると思いますので、ぜひとも保護者に出席してもらい、隊長→保護者→スカウトと、 保護者からスカウトへ渡すように計らってください。

これは、個人として認められ、正当に評価されていると感じることと、 ビーバースカウトの「目標課題」に「周囲の人間の認識」とあるように 自分を支援してくれる人の関わりを認識させるという意味もあります。

○新制服では、小枝章はキャップの左サイドに着用します。

【授与の原則】

○本来、ビーバーの「進級記章」は、団委員長への記章の交付申請により 団委員長から記章が授与されるものです。隊長は、団委員長から委託さ れて授与することができます(P.99 参照)

【進歩の記録報告】

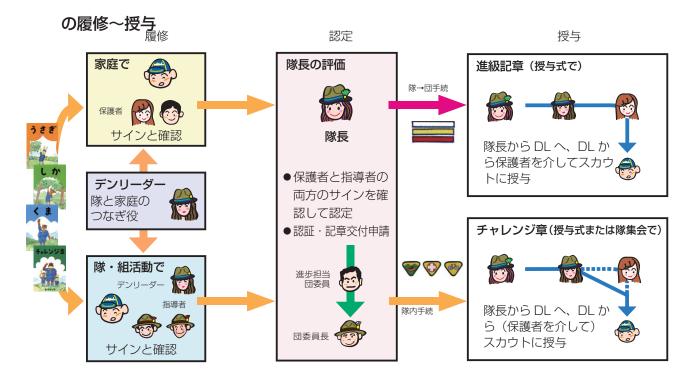
○なお、隊長は毎隊集会終了後にスカウトの進歩の状況を「ビーバースカウト個人進歩記録表(様式 2-1)」を記入し、定期的に団進歩委員に「ビーバースカウト進歩課程履修報告書(様式 3-1)」により進歩状況を報告します。

●教育規程 「第9章 制服と旗」

- ○9-14 記章及び標章の原則
- ①本連盟の記章及び標章は、本連盟 の制定した権威あるもので、加盟 員によって、その名誉は保たれる ものである。
- ②記章の着用は加盟員に限られ、スカウト及び指導者の着用については別に定める。
- ③記章及び標章は、本連盟が制定し、 頒布する。
- ④記章及び標章の制定又は変更は、 所定の手続き経なければ、これを 行うことはできない。
- ⑤スカウトの記章の全部も若しくは 一部又は類似の様式を模造変造し、 これを他の標章、印刷物等に使用 する場合においては、加盟員又は、 その構成する組織であっても、本 連盟の許可を受けずに行うことは できない。
- ⑥スカウト章の標準寸法は、別に定めるスカウト章標準図のとおりとする。(以下略)



(2) カブスカウト 「ステップ章、クリア章、チャレンジ章」



【進級記章】

- H27.4 月から、カブの進歩制度が変更されました。ステップ章・クリア章は廃止され、それぞれの課程が完修したときにその課程の進級記章が授与されます。
- ○移行期間終了の平成 30 年 8 月 31 日までの間で団で決めた移行日までは、従来通りです。
- ○進級記章は、完修した次の隊集会には授与できるよう、「カブスカウト認証・記章交付申請書(様式 4-1)」により、団内での記章交付の手続きを進め、隊集会の中で「進級式」という形をとって、ぜひ保護者の出席のもとに、隊長→DL→保護者→スカウトと、保護者からスカウトへ渡すようにしてください。

これは、個人として認められ、正当に評価されていると感じることと、カブスカウトに自分を支援してくれる人(保護者・DL等)の関わりのありがたさを認識させるという意味もあります。

【チャレンジ章】

○進歩記章である「チャレンジ章」については、スカウトにとっては履修が完了すると「すぐにほしい」ものであり、その気持ちを利用して発達へと導き促すものであるため、そのプログラムを計画した隊集会の中で授与できるように努めます。そのため、保護者の出席が得られない時は、保護者を介さずに隊長→DL→スカウトと授与することができます。

【授与の原則】

○本来、カブの進級記章・進歩記章は、団委員長への記章の交付申請により団委員長から記章が授与されるものです。隊長は、団委員長から委託されて授与することができます(P.99 参照)

【進歩の記録報告】

○なお、隊長は毎隊集会終了後にスカウトの進歩の状況を「カブスカウト 個人進歩記録表(様式 2-2)」を記入し、定期的に団進歩委員に「カブスカウト進歩課程履修報告書(様式 3-2)」により進歩状況を報告します。

●教育規程 「第9章 制服と旗」

○ 9-17 装着

記章及び標章は、所属する組織及び任務に基づいて正しく着用しなければならない。

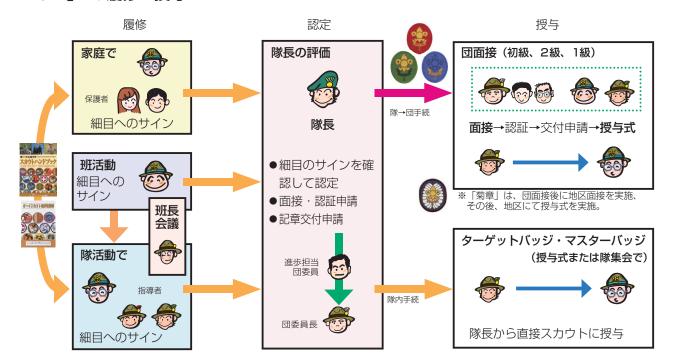
- ②ビーバースカウト、ボーイスカウト、ベンチャーは、2つ以上の進級記章を同時に着用することができない。
- ③ローバースカウト及び指導者は、 技能章を着用することはできはない。
- ④ローバースカウトである指導者は、 指導者としての制服、記章及び標 章のほか、所属のローバー隊の標 章を着用することができる。
- ⑤記章及び標章の装着についての詳 細は、別に定める。

(平成26年4月1日改正)

【解説】

「②2つ以上の進級記章は同時に着用できない」の2つ以上とは、進級記章、すなわち、ビーバーであればビーバー章とビッグビーバー章、ボーイであれば、ボーイスカウトバッジ、初級章、2級章、1級章、菊章、ベンチャーであれば、ベンチャーバッジ、ベンチャー章、隼章、富士章のうちの2つを同時に着用するということです。

(3) ボーイスカウト 「進級記章、ターゲットバッジ、マスターバッジ」 の履修~授与



【面接の実施】

- ○スカウトの進級記章(初級章・2級章・1級章)については、ボーイ隊 からは「団内の面接」を受け認証された後に記章が、団または隊の授与 式において授与されます。
- ○隊長は、教育規程第7-33による考査の結果、所定のスカウトの段階に達したと認定したときは、団委員長に対して団内の面接・認証の申請(様式4-2,4-3,4-4)を行います。(申請は「進歩担当団委員」が団の窓口)進歩担当団委員は、団委員長の指示の下、団内に「面接委員会」を設置し、そこで面接と認証を行います。面接の手続きについては、資料編を参照してください。

認証がなされたら、隊長は団委員長に「記章交付申請」をし、記章を受け取ります。そして、なるべく早い時期に進歩章「授与式」を開催し、 進級記章を授与します。

○「菊章」については、団内面接・認証までは同じ流れとなりますが、その後、 団委員長から地区委員会(団進歩委員から地区プログラム委員会等)に 面接・認証申請書を送り、地区は地区面接会を設置し、そこで面接と認 証を行います。面接の手続きについては、資料編を参照してください。

認証がなされたら、団委員長は地区を経由して県連盟事務局に「記章 交付申請」をします。地区委員会(プログラム委員会等)は、なるべく 早い時点で地区による「授与式」を開催し、進級記章を授与します。 地区の授与式には、団委員長、隊長、保護者等が出席します。

【ターゲットバッジ・マスターバッジ・技能章】

○進歩記章である「ターゲットバッジ」「マスターバッジ」や技能章については、認定をした隊集会の中で授与できる体制をつくります。隊長認定のあと、隊長から団委員長に記章の交付申請をします。または、事前に交付手続きの委任を受けておくこともできます。

【進歩の記録報告】

○なお、隊長は毎隊集会終了後にスカウトの進歩の状況を「ボーイスカウト個人進歩記録表(様式 2-3)」を記入し、定期的に団進歩委員に「ボーイスカウト進歩課程履修報告書(様式 3-3)」により進歩状況を報告します。

●教育規程「教育の方法 |

- ○7-33 考査の原則
- ①進歩及び進級課目の考査は、本運動の目的および方針に適合した状況の下で、隊長の責任において行う。ただし、隊長は、特定課目に関する考査を自己の責任において他の者に委託することができる。

○ 7-41 進歩記章及び進級記章の交付申請

- ①進歩および進級記章交付申請は、 次とおりとする。
- (1) ビーバースカウトのすべての記章、カブスカウトのすべての記章、 1級スカウト章以下、ベンチャー章、プロジェクトバッジ、技能章、 ターゲットバッジ・マスターバッ ジは、隊長より団委員長に申請する。
- (2) 菊スカウト章、隼スカウト章は、 団委員長より所属地区を経由して 県連盟に申請する。
- (3) 富士スカウト章は、団委員長より地区及び県連盟を経由して本連盟に申請する。

第7章 団・地区の役割

1. 団における進歩への関わり

(1) 進歩担当団委員の設置と役割

団においては、隊長が担当する部門の進歩に責任を持ちますが、同時に、 団委員会の中に進歩担当の団委員(進歩担当団委員という)を置き、団全体 として、スカウトが入隊した時からスカウトが卒業(または退団)するまで の一貫した進歩の把握と記録の整備・管理などの任務を行います。

団委員会は「運営」、隊は「教育」とそれぞれを切り離して考える方がいますが、この運動自体がスカウトのより良い成長を願ってのものであり、その実行組織として団があるわけです。団委員会としては、進歩記章の授与に関して、その考査内容(認定)については隊長に任せて関与しませんが、団委員会はこの進歩制度を大いに利用して、スカウトの成長を激励し促進(認証)してください。

また、団委員会の役目には「5. 団内スカウトの進歩の促進を図る。6. 団内すべてのスカウトの入退団を管理し、団の加盟登録について責任を持つ。」とあります。5. は言葉通りですが、6. についても進歩と密接な関わりがあることを忘れないでください。(P.49 ヒント参照)

「団の加盟登録について責任を持つ」ということは、加盟登録手続とそれに必要なデータを管理するということです。その必要なデータの1つに、「進級区分」の項目があります。そのため進歩担当団委員は、スカウト各人について入団時からの進歩の記録、そして最新の記録を常に整備・管理しておくことが求められます。もちろん、団委員会としては、すべてのスカウトのすべての進歩記録や行事参加記録、出席記録、表彰や役務、奉仕の記録等、すなわちすべての記録を整備し保管することは、重要な役目となっており、それを必要なときにいつでも提出できる体制と態勢を整備しておいてください。

そのため、進歩担当団委員は、団会議でスカウトの進歩状況について報告と必要データの提出を団委員長を通じて各隊長に求め(団会議には必ず進歩のデータを提出することをルール化する等)、それを団委員会や育成会の会合で報告し、保護者や団関係者に「進歩制度」を理解してもらうよう働きかけます。これはたいへん重要な任務です。

①進歩担当団委員の任務

進歩担当団委員の、任務の一例です。

- スカウティングにおける進歩の在り方、制度、及び基準を理解する。
- 各隊において、進歩の基準が保たれるように注意を払い、隊長に協力する。
- 各隊において「ちかいの式」「上進式」。 進級破棄」が適切にそして 効果的に行われるよう隊長に協力する。
- スカウトの進級記章の取得について、面接に関する業務と手続きと調整を行い、団において進級面接会を開設する。
- 技能章の考査について援助する。
- 団の会合で、各隊長からスカウトの進歩状況に関する報告を受け、団としてのスカウトの個人進歩記録簿を整備する。
- 上進式時に、団内の各隊長からスカウトの進歩状況に関する報告を受ける (団としては、各隊で作成してきた「スカウト個人記録」の提出を受ける)。
- 進歩課程履修報告書(様式3)を定期的に整備し、そのとりまとめ と保管、そして団委員会及び地区進歩委員長への報告を行う。
- スカウトに対して直接の進級指導は行わない。



●団委員会が整備する記録と書類

団委員会は、次の書類を整備しておかなければなりません。これは単に団運営上必要であるばかりでなく、団の発展のためにも、また将来団の記念行事等を行う場合にも重要な資料となります。

- · 団員経歴簿(指導者履歴)
- · 団委員名簿
- · 団委員会記録
- · 財産目録、備品台帳
- ・団会計簿(出納簿、領収証綴り等)
- ・団年次事業計画書および予算書
- ・団年次事業報告書および決算書
- ・写真、ビデオ等、団・隊の活動 記録
- · 入団申込書、退団届
- ・スカウト個人記録(様式 1)
- ・進歩課程履修報告書 (様式3)
- ・加盟登録名簿・除籍簿

◆各隊が整備しておく記録と書類

- ・隊員および指導者名簿
- ・スカウト個人進歩記録表 (様式 2)
- · 隊備品管理簿
- ・プログラムの記録
- ・リーダー会議の記録
- · 隊会計簿
- ・その他

• 地区プログラム委員会等の一員として協力する。

②進歩担当団委員としての役務の遂行のために

これらの任務を責任をもって全うするためには、団内での勉強会や、地区 や県連で開催される研修に積極的に参加し、その任務について、そして進歩 制度についての理解を深めることが重要です。

また、地区のプログラム委員会等には団の代表として参画し、情報収集や他の団の状況を把握する等、進歩制度に対する知識に加えて、様々なノウハウを獲得し、所属団の進歩をより促進されるという大切な役目があります。

2. 地区における進歩への関わり

(1) 地区プログラム委員会等の任務

地区には、意志決定機関である「地区協議会」があり、その中に地区の運営を担う「地区委員会」があります。平成 25 年から、県連の「地区に関する規定」が改正されて、地区委員会が設置する各種委員会については「任意」となりました。実際には県連と同じ「プログラム委員会」を設置した地区と、以前のまま「進歩委員会」を設置している地区が並存しています。そのため、ここでは「地区プログラム委員会」と「地区進歩委員会」を合わせて「地区プログラム委員会等」と言うことにします。

地区プログラム委員会等は、地区委員会の下部機関の運営委員会として位置します。前述の様に設置は任意ですが、実際は全ての地区に地区プログラム委員会等は設置されています。

あくまで、運営側の組織ですので、スカウトの教育には直接関与することはありませんが、運営的側面から、地区内のスカウトの進歩が促進され、面接から記章授与までの手続きが滞りなく行われるよう、団や隊指導者に対して多面的に支援を行います。主な任務は下記の通りです。

ただし、地区プログラム委員会等については、各地区においてその所掌範 囲が決められているため、詳細は所属する地区の関係規定をご覧ください。

①地区内スカウトの進歩状況に関する事項

- ・地区における進歩状況の実態を把握し、適性なる進歩が滞りなく実施されるよう検討及び研究をします。特に進歩に関して問題をかかえる団や隊については、スカウトが適正に進歩できるよう、地区コミッショナー(及び進歩担当副地区コミッショナー、部門担当副地区コミッショナー)と密接に連絡をとり、その団の進歩委員(進歩担当団委員等)と協働して指導・助言をし、進歩制度の運用が軌道に乗るよう働きかけます。
- 各団のスカウトの進歩状況及び上進状況を定期的に調査し、それを地区コミッショナーグループとともに分析し、具体的に地区委員会や地区協議会で報告します。更には、その施策についても報告書としてとりまとめ、それを地区委員会の協議を経て、地区コミッショナー及び県プログラム委員会に提出します。地区コミッショナーは、それに基づいて、インサービスサポートにより、当該団・隊の支援を行います。

②地区におけるスカウトの進歩に関する統計と活用

• カブの進級章の取得時期とチャレンジ章の取得時期と種類、ボーイの進級章の取得時期、ベンチャーの進級証の取得時期やプロジェクトバッジの取得の時期や状況、技能章の取得状況などの統計を定期的に作成します。

作成の時期は、毎年2月とし(H27.4から CS,BVS の上進時期の改定により、事業年度が4月開始となるため)、3月中に地区の統計をまとめて、県プログラム委員会に提出します。

また、その統計は、各団の進歩の適正なる運用に役立てるために、地区

●地区プログラム委員会の任務

- ①スカウトの進歩に関する事項
- ②プログラムの開発と推進に関する 事項
- ③スカウトの国際理解・国際交流等 の推進に関する事項
- ④奉仕活動に関する事項
- ⑤プログラム活動における安全及び 衛生に関する事項
- ⑥その他、進歩及びプログラム活動 に関する事項

※地区プログラム委員会等の任務については、各地区においてその所掌範囲が決められているため、詳細は各地区の関係規定を参照のこと。

委員会、地区協議会、ラウンドテーブル、各団に定期的に報告します。 (H26.4 の上進時期の改定により変更する予定。)

③地区における進歩の意義の浸透、進歩の促進

- 地区コミッショナーグループやトレーニングチームの協力を得て、指導者に対し、県定型外訓練(ラウンドテーブル等)または、定型外訓練(スカウティング基本セミナー等)として進歩制度の理解と普及に関する研究会・勉強会を定期的に企画・計画・実施運営します。
- 地区プログラム委員会等に、進歩制度の講師を招聘し、地区進歩委員および進歩担当団委員に対し、進歩制度への理解を深める勉強会を実施します。
- 地区の事業として、地区コミッショナーからの指示により、地区協議会やラウンドテーブル等で集約したニーズに基づいたスカウトに対する訓練を企画し、開設運営します。ただし、実際の教育・訓練には携わりません。(指導者・成人を対象とした訓練・研修は、指導者養成委員会が担当します。)

④進歩に関する資料の作成と配布

- 規定や各種ガイドラインの改正で進歩に関係するものがあった場合、速やかにその資料を各団に配付します。(教育的な面からは、地区コミッショナーがラウンドテーブル等で配付しますが、それとは別に運営面からの立場で行います。ただし、理事会で地区代表理事が受領した資料に含まれる場合があるので、重複配付は避けるよう地区委員会等で確認をしてください。)
- 地区コミッショナーや地区トレーニングチームの研究の成果としての、スカウトの進歩に関する資料をとりまとめ、それぞれに許可を得て、必要に応じて関係各所に配付します(※作成および配付に当たっては著作権に抵触しないよう注意することが大切です)。

⑤技能章考査体制の整備

- 技能章の考査が滞りなく実施されるよう、必要な資格・資質を満たした 技能章考査員を各団の協力を得てリストアップし、地区委員会の了承を 得た後、県連盟に推薦します。選任及び委嘱は県連盟が行います。
- 技能章の取得推進のために、指導に必要な資格・資質を満たした技能章 指導員を選出し、地区委員会の承認を得ます。委嘱は地区委員会が行い ます。
- 技能章考査員・技能章指導員に対して、スカウティングにおける進歩制度の要点と、技能章が持つ意義と意味、スカウトが取得するに当たって手続きや注意点などを理解できるよう機会を設けます。
- 技能章考査員・技能章指導員を選任できない技能章について申請があった場合は、地区コミッショナーと相談して遅滞なく対応します。

⑥面接委員会(菊章)の実施、記章授与式(菊章)の実施

- 団から申請のあった「菊章」「隼章」の申請について、申請内容を制度や「各章細目認定に当たってのガイドライン」(P.70 ~ 71)に従って認定されているか、またターゲットバッジ等の取得日がそれぞれの各章のチャレンジ期間内のものであるか等、齟齬がないように確認し、整えます。(加除修正がある場合は、原則として当該団から出ている地区プログラム委員等を通じて、出ていない場合は団委員長を通じて、隊長に修正等の対応を求めるます。)
- ・ 菊章及び隼章(地区)面接委員会を組織して面接を実施し、認証し、その結果を受けて、「菊章|「隼章」の交付を県連盟に申請します。
- 県連盟から「菊章」「隼章」及びその関連物を受け取り、記章授与式を開催します。



- ●地区プログラム委員長(委員会) が提出・保管する書類
- ①地区委員会、県プログラム委員会 に提出する資料
 - ・年度別「隊別進歩状況」(→毎年 地区総会時に作成)
 - ・菊章面接と記章授与式の実施報 告書
 - · 技能章考查員地区推薦申請書 (名簿·考查課目担当表)
 - ・その他、進歩に関する書類報告書

②地区プログラム委員長(委員会) 等が保管するもの

- ・「菊章」、「富士章」申請書の写し 及び台帳
- 技能章考査結果報告書の写し及び台帳
- ・地区進歩関係台帳
- ・地区技能章考査員名簿及び台帳
- ・地区プログラム委員会等の各種 記録
- 各種申請書類写し

※台帳類については、各地区において様式を適宜定める

(注意)「菊章」「隼章」の面接については、地区面接を実施する前に、各団において面接を実施することが原則です。

⑦その他の進歩に関する事項

- 団から申請のあった「富士章」の申請について、申請内容を制度や「各章細目認定に当たってのガイドライン」(P.70~71)に従って認定されているか、齟齬がないよう(特に記章取得の日付)に確認し、整えます。(加除修正がある場合は、原則として当該団から出ている地区進歩委員もしくは進歩担当団委員を通じて、出ていない場合は団委員長を通じて、隊長に修正等の対応を求めるます。)
- 地区内の所定の手続きを行い、県連プログラム委員会に面接を申請します。

また、県連プログラム委員会(もしくは富士章面接委員会)の指示により、関係者に伝達するとともに、富士章面接会の出席者のとりまとめと調整をします。

富士章面接会では、司会進行を担当します。

(注意) 県連盟において「富士章」の面接を実施する前に、各団及び地区に おいて面接を実施することが原則です。



第8章 技能章について

1. 技能章とは

(1) 技能章とは

B - Pは、「技能章の目的は欠点を直すことを助け、性格と肉体的健康を増強することにある」また、「技能章のねらいは、少年たちが興味を持つ問題を自分で学ぶよう励ますことである」と述べています。

技能章は、スカウト自身の興味や特質に応じて自由に選択し取得ができます。なぜなら、それはスカウト自身の時間を有効に活用しながら技能を獲得し、知識を深め、個性を伸ばす中で、新たな可能性を発見することでもあるのです。そして、その技能がいろいろな生活場面で自分自身や多くの人達の役に立ち、さらに社会人として職業に就く時の大きなきっかけや趣味となり、人生にとって大きな役割を果たすことができるよう望んでいるのです。

技能章の課目は、ボーイ部門、ベンチャー部門とも共通であり、社会生活に 役立つもの、文化的なもの、スカウティングに関するものなど幅広い分野に 亘って設定されていて、そのレベルはそれ相応の高度なものとなっています。

取得するための考査を受けることができるのは、ベンチャースカウト及びボーイ部門ではスカウトとしての基礎を身に付けたスカウト=2級スカウト以上となっています。また、技能章課目の中には、ボーイ部門では取得が難しいものも多数ありますが、それは、主にベンチャー部門でプロジェクトバッジの取得に大きく関与していくものでもあります。

スカウトの進歩制度では、進歩課目の指導と考査は、隊長の責任の下で行われるのが原則ですが、この技能章については、その指導は隊長以外に必要に応じて県連盟または地区より委嘱を受けた技能章指導員があたることが、そして、その考査については県連盟から委嘱された技能章考査員のみが行うことが定められています。このことは、進級課目やターゲットバッジ・マスターバッジの指導や考査が隊長に一任されているのとは、大きく異なる点です。

(2) 技能章の取得と進歩課目の関連

技能章は、ベンチャースカウトの「隼章」取得要件として、ここではじめ て規定されています。ベンチャー章やボーイ部門では、技能章の取得は進級 とは特に関係ないようになっています。

集 章 富士章

炊事章、野営章、救急章を取得する。

すでに取得した技能章と野営管理章を含め、合計 5 個以上を取得する。

(3) 技能章課目の指導から技能章の授与まで

スカウトが、ある技能章を取得したいと希望してから、技能章を授与されるまでの手順を示すと、次のようになります。

①計画をたてる	スカウトは自ら取得したい技能章を選び、いつどのよう
	にしてそれを取得するか計画をたてる。必要に応じて隊
	長から指導と助言を受ける。
②取り組む	その技能章課目の考査細目をよく理解して、必要な技能
	を身につけたり、調べて理解する。その段階で技能章指
	導員による指導や助言が大きな力となる。
③考査を受ける	技能章課目の各考査細目について、その基準に到達して
	いるかを技能章考査員によって確認してもらう。
④記章をつける	技能章考査員より、考査結果の報告をうけ、隊長から技
	能章を受け取り、着用する。



●技能章考査員について

第51条 技能章考査員は、技能章の 考査について<u>専門的知識を有する者</u> <u>のうちから</u>、理事会の議を経て連盟 長が委嘱する。(日本ボーイスカウト 茨城県連盟規約)

●技能章指導員について

第33条 技能章指導員は、プログラムの特定部門について<u>専門知識を有し、その課目をとおしてスカウトと接触することが適している者のうちから</u>、地区委員会の議を経て、地区委員長が委嘱する。(日本ボーイスカウト茨城県連盟・地区に関する規則)(関連規定:教育規程 422、423)

…とあるように、技能章指導員については、スカウトの指導という面から、特に「スカウトと接触することが適している者」という条件が付きます。指導員と考査員の関係を簡単に図で表すと

(指導員)

(考杳員)

のように指導員は「線」、考査員は「点」 となります。

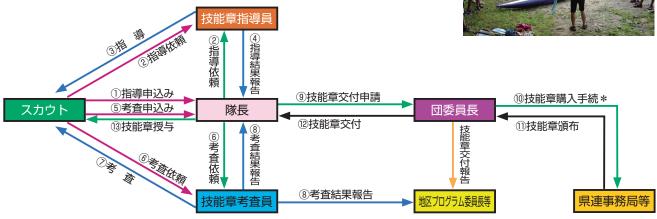
考査員は「認定基準」に達しているかどうかを、考査により短時間に 淡々と判断する立場ですが、

指導員は、ある一定の期間をかけて、スカウトに技能を教える=育成するといった役目を担うからです。

下の図は、技能章の指導と考査を進める上での関連や手順を、隊長を中心に図示したものです。これによって、技能章課目の指導から技能章の授与までの手順が理解できます。

なお、技能章指導員や技能章考査員、団委員長、地区委員会等との関連については、下図に示します。





2. 技能章指導者と技能章考査員

(1) 技能章指導員と技能章考査員の役割

技能章課目が幅広い分野にわたり、その内容も専門的なものとなっているところから、技能章ごとに専門家に技能章指導員や考査員をお願いして、スカウト達に、技能習熟の手ほどきや、考査を実施していただく仕組みについてはすでに述べたとおりです。

また、教育規程では、それぞれの役割、資格、委嘱の手続き等について次のように定めています。

技能章指導員	4 - 23 技能章指導員は、プログラムの特定部門について専門知識を有し、課目を通してスカウトと接触することが適している者のうちから、県連盟理事会の議決を経て、県連盟理事長が委嘱する。ただし、地区を有する県連盟は、地区委員会の議決を経て、地区委員長が委嘱する。
技能章考査 員	4 - 22 技能章考査員は、技能章の考査について専門知識を有する 者のうちから、県連盟理事会の議を経て連盟長が委嘱する。

それではまず、**技能章指導員と技能章考査員**の違いと両者のかかわりについて説明しましょう。

①「指導」と「考査」の役割分担

技能章指導員:示された考査細目について、考査に<u>合格できる能力を備</u> えさせる

技能章考査員:スカウトの能力を確認して、考査の<u>合否を判定</u>する という異なった役割りを持っていますが、実は、両者は考査細目と考査の 基準を通じて表裏一体の関係にあります。

技能章指導員は、技能章取得にあたっての指導するという「期間」が必要であることから、できる限り団(スカウト)の身近にいる方で、該当技能章についての専門知識を有し、その課目をとおしてスカウトと接触する

*記章・標章の購入手続

記章・標章は、他のスカウト用品 のようにスカウトや保護者、そして 指導者が個人的に購入することはで きません。

記章・標章を購入する場合は、所定の用紙「スカウト用品注文書」(県連ホームページからダウンロードできます)を使用し、団委員長(もしくは登録された団の記章購入担当者)の署名捺印を得て、県連事務局に購入申込みをしなくてはなりません。

ことが適している方になっていただくことが望まれます。一方、技能章考 査員は、考査の時間だけスカウトと接することになります。このようにス カウトにとって技能章指導員は「線」の関係、技能章考査員は「点」の関 係と言えます。

②技能章考査員は不可欠の存在

課目の考査は、スカウトの進歩にとって絶対的な要件です。進級課目やターゲットバッジ・マスターバッジの指導や考査が隊長によって行われるのに対して、技能章の場合の考査は必ず技能章考査員が行わなければなりません。そのため、技能章考査員は欠くことのできない役割を担うことになります。

これに比べて、技能章課目の指導は、必ずしも技能章指導員でなければならないという決まりはありません。技能章指導員として委嘱していない専門的知識・技能をもっている人によって指導がなされる場合もあります。また、指導を得ることなくスカウト本人の努力によって技能を習得することもあります。このように技能章指導員は、必要に応じてその役割りを果たすということになります。

考査の責任をもつ技能章考査員の配置と考査基準の維持は、県連盟の責務です。従って技能章考査員は、県連盟の奉仕員ということになり、県連盟から委嘱がなされます。県連盟(理事会およびプログラム委員会)としては、69 ある技能章のいずれの申請があっても、ただちに対応ができるように、技能章考査員を確保しなければなりません。詳しくは後述しますが、地区や団といった組織を通じて、必要な人数を確保(委嘱)します。

③技能章指導員と技能章考査員の兼務について

前述のとおり、技能章課目の「指導」と「考査」とは全く異なる役割りですが、もし、同一人物が双方の役割りを兼ねて果たすことができるならば、技能章指導員と技能章考査員を兼務することは可能です。むしろ、その方が望ましい場合が多くあります。

例えば、考査基準を維持する限りにおいて、課目を指導する過程で考査 を完了するのが自然な技能章もあります。同じ技能章について、技能章指



技能章についてベーデン - パウエル卿は その著「隊長の手引」の中で次のように 述べています。

『技能章は、個人の少年に道楽というか 工作というかに対する趣味を培かわせ、 その中にどれかが生涯の仕事となって、 希望も頼りにするものなしに社会に出て 行かなくてもすむかもしれない、との見 地から設定されている。

技能章は、子どもに何か道楽とも仕事ともいえるものに手をつけさせ、そのことでかなりの進歩をさせるための単にひとつの励ましであり、外部の人々に対してはその子どもが何かに手をつけ、進のではでいることを示すしるしない。その子供がテストに通ったという意とでない。もし、かの技能において大家になったというもし、おいでは決してない。本職の腕前をあげるような仕込み方をする正規の課程にしてしまったら、スカウト訓練をあげるような仕込み方をする正規の課程にしての意義も価値も失われるし、務を侵しての意義も価値も失われるし、務を侵すということにもなる。

われわれは、すべての少年たちに、自

分から進んで自分を楽しく伸ばしていか せたいのであって、外部から型にはまっ た数示を押しつけたくないのである。

しかし、スカウティングにおける技能 章制度の目的は、隊長にひとつの道具を 提供することにもなるのであって、この 技能章制度という道具を使って、あらゆ る少年、いかなる少年にも、人格を形づ くり技能を伸ばすために役立つ趣味を手 がけるようにさせられる。』

当時卿は、義務教育を終えたか終えないような少年が、ろくに技能を身につけずに成人してしまうのが多いのにひどら心を痛め、何か良い案はないかと考えられておられました。大多数の少年たちは働くことが好きになるように教えられても生涯の仕事にしようとするときに、どのように応用したらよいかを示されることがめったになかったのです。よい教育を受けられない少年たちは、横道に逸れてのらくら者になってしまい、自分自身に不幸であるばかりか、国家・社会にとって重荷になり、時として危険物にさえなっていました。

そこで卿は、そのような欠陥を補うこ

とができ、最も劣った少年にさえ人生の きっかけと足がかりを身につけさせる方 法を講じたのです。

その当時と現代社会では、すべてにおいて比較にならないほど変化・発展していますが、時代が変わっても卿の意思は少しも価値を失わず、内容を現代に適合きせた技能章は、今もなお少年の成長を手助けする方法として活用されています。

はじめは趣味の域をあまり出ない技能 章かもしれませんが、一見道楽のように 見える技能が、次第に専門的になって将 来の職業選択に役立ち、また趣味として も生涯のよい友となって、人生に大きな 役割を果たすことでしょう。

やがてはそうした能力を発揮して、他に対する奉仕をしていくことが技能章の大きなねらいであります。人間としてこの世に生を受けたのであれば、技能を身につけることは義務であり、いつかはその磨いた技能を活用して少しでも社会に役立たせ、どんな分野であっても人類の繁栄に貢献しなければならない「責任」を強調していきたいものです。

導員と技能章考査員を分離して委嘱する……という考え方は考査の効率や 人材の活用などの面から考えると、現実的ではない場合もあるでしょう。

(2) 技能章指導員・考査員の確保

①技能章指導員・考査員の資質

さて、実際には、どのような人が**技能章指導員・技能章考査員**として適 任なのでしょうか。スカウトに直接接するということから、技能章指導員・ 技能章考査員に求められる資質はたくさんありますが、中でも重要なこと を次に示します。

○担当する技能章課目について、専門的知識を有すること

- ●技能章課目の考査細目を正しく理解すると同時に、スカウティングの教育方法についても理解を深め、それを踏まえた上で、スカウトに技能修得の指導ができる能力があるかどうか、または、考査の合否の判定を判断できる能力があるかことが必要です。
- ●各技能章における技能章指導員・考査員に期待される資格や要件については、「技能章の指導と考査の手引」P.8~9に掲載されています。ここにあるのはあくまで「標準」*ですので、そこに示されている要求資格を基本的に満たしていることが委嘱のあたっての必要条件であると考えてください。例外としては、資格は無いけれども、有資格者以上の専門知識と実力を有していることが立証されている・・・・・等の場合です。

○技能章課目を通じて、スカウトと接触することに適していること

●これまでも述べてきましたが、スカウティングにおける考査とは、スカウトの成長に寄与することが基本となっています。ですから、高圧的だったり、権威的だったり、またいい加減すぎて信頼がおけなかったり・・・・という方は、いくら技能に精通していたとしても不適格です。スカウト指導の一分野をゆだねて、協力していただくということは、「技能章の考査ができる能力」すなわち、技能だけでなく人間性も含めた総合能力ということになります。

○少なくとも、18歳以上であること

●技能章考査員・指導員の就任資格に年齢は明記されていませんが、 指導者(副長補・補助者)を18歳以上としている理由を考えると 同時に、技能章の位置づけとその意味合いを理解した上での指導・ 考査をお願いするには、技能章考査員・指導員についても18歳以 上であることが必要とされます。しかし、茨城県連盟では、技能章 考査員の委嘱は20歳以上としています。

○必ずしも加盟員でなくてもよいこと。また、スカウトの経験がなくてもよいこと。

●加盟員である隊指導者、ローバースカウト、あるいは団委員に技能 章指導員や考査員をお願いするばかりでなく、スカウトの両親をは じめ、地域の協力者の中から専門的な技能や知識をもった適任者を 加盟員以外から幅広く求めることが大切です。

例えば、近所の自転車店の主人には「自転車章」、クリーニング店 経営のカブスカウトの父親には「洗濯章」、柔道2段のボーイスカウ ト隊長の友人には「武道・武術章」、近くの消防署にお願いして「消 防章」の指導員か考査員をといったようにお願いします。

● これらの方々に指導員、考査員を受けていただくということは、地域社会との繋がりを重視しているスカウティングにとって大切なことであるのは言うまでもありません。

②技能章指導員・考査員の人選

技能章指導員の委嘱を促進することは、地区のプログラム委員会等の重



●標準

「標準」は、他も見渡して程度を考えるときに拠り所となる客観的な目印。 「基準」は、最低これだけは守るべきものとして決めたもの。



要な役目です。

また、技能章考査員は、まず地区で考査網を整備し、その上で県連盟全体の考査網を整備するのが一般的ですので、実際には、人選は技能章指導員の場合と同じ方法で、各団と地区のプログラム委員会等との間で進めることが自然でしょう。

これらの方々は、ボーイスカウト運動に対する協力者であり、また、地 区に在住する有能な方々であるだけに、委嘱を促進するにあたって、事前 の打診や依頼が必要です。

○各団からの推薦

スカウトが技能章の指導や考査を受けやすくするには、各団で技能章指導員や考査員の適任者を探してもらって、団委員長から地区のプログラム委員会等に推薦してもらうのが、実際的なやり方です。

また、必要によっては、プログラム委員会等が適任者をリストアップして、人選にあたることも必要です。

地区のプログラム委員会等は、適切な技能章指導員や考査員の人数を確保するために、団からその推薦を受けるに際して、各団に対して次のことを十分周知しておかねばなりません。

- ●担当する技能章の技能について精通しており、また、技能章課目の内容を熟知すること。
- ●技能章指導員については、設置することの必要性を伝達すること。
- ●各技能章について、スカウトたちの取得のニーズを勘案すること。
- ●一人が担当する技能章の数は、1課目を原則とすること。(多くとも3課 目程度とする)
- ●技能章指導員や考査員は、地区内のスカウトのために奉仕する人たちであること。(その団にのみ属するものでないことを認識してもらうこと)
- ●その上で、技能章指導員や考査員に求められる資質を満たしていること。

などです。

各団から適任者を推薦してもらうためには、地区や県連盟で求める考査員・指導員の人数、就任資格と要件と遵守、考査の方法や研修の有無など、参考となる必要情報を各団に提供することが大切です。

それは、技能章指導員や考査員の人数やレベルが、スカウトの技能章取得状況の適合していないと、せっかく就任いただいた技能章指導員や考査員に過度の負担をかけることになったり、逆に、指導や考査を希望するスカウトがなかったりして礼を失することに繋がるからです。

各団から技能章指導員や考査員を推薦してもらうには、その主旨を記した依頼文書を送付するとよいでしょう。

まだこの段階では、本人に就任の承諾を得ておくことはありません。

○地区のプログラム委員会等での人選

推薦する団としては、スカウトたちのために、できるだけ多く、身近に 技能章指導員と考査員を配置したいという希望があるでしょう。他方、地 区としては協力者に無理のない範囲で適切な人数にとどめて、有効に人材 を活用したいと考えるでしょう。これを調和させるのが、地区のプログラ ム委員会等の大きな責務です。

このことをうまく進めるには、もう一段大きな組織である県連盟を活用します。県連盟のプログラム委員会では、複数の地区の考査網をジョイントして県連としての考査網を整備します。それにより専門性の高い技能章についても、より広い範囲から考査員を探し、おくことができます。

地区のプログラム委員会等は、地区として必要とする技能章指導員と考査員について、各団または地区のプログラム委員会等より推薦された候補



●技能章指導員とインストラク ターの違い

技能章考査員の任務は、あくまでも技能章考査課目にある技能の指導です。技能章は原則として隊のプログラムとは連動していません。ベンチャー隊においては、隊集会や活動チーム、または個人で技能章指導員から技能指導を受けることがあります。

一方、インストラクターは、隊の プログラムに対して、隊指導者の技 能が及ばないものについての指導・ 助言等が主な任務となっています。 したがって、スカウト運動の主旨を 理解した上で、技能指導等にあたり ます。ですので、インストラクター の活躍の場は、隊活動であり、班や 活動チームでの活動となります。

活躍の場は、重複することもあり ますが、その指導目的は全く異なり ます。 者をもって調整し、技能章指導員と考査員候補者を決定して、それについて、地区委員会で検討してもらうことになります。

③技能章指導員の委嘱

技能章指導員は、地区委員会の承認を得て、**地区委員長が委嘱**します。 委嘱に際しては、地区委員長名で「技能章指導員委嘱状」を準備して交付 することをおすすめします。それによって、技能章指導員の方には、自分 の専門分野を通じて、ボーイスカウト運動に参画する喜びをいっそう強く 感じていただくことができるでしょうし、また、地区としても、協力の要 請を実現できることになります。この委嘱状は、できるだけ、地区の公の 場や機会を利用して交付するのが効果的です。

委嘱にあたっては、お互いの責任を明確にするために、任期をはっきり させることが大切で、任期は2年ないし3年が適当です。

また、委嘱に対して、技能章指導員の就任承諾の意思表示を得ておくことも忘れてはなりません。例えば「技能章指導員・考査員登録票」を団委員長を経由して、地区に提出してもらうようにすると便利です。

④技能章考査員の委嘱

地区のプログラム委員会等では、技能章考査員の候補者を選び、地区委員会の承認を得て、県連盟に委嘱の申請をします。

県連盟のプログラム委員会は地区より委嘱申請された技能章考査員の候補者について検討し、総合的に調整した上、理事会の承認を得て、連盟長の名をもって委嘱する作業を行います。県連盟は「技能章考査員委嘱状」と事務局長名の「就任依頼状」を準備しておいて、地区に送り、地区において技能章指導員の委嘱と同じやり方で、技能章考査員を委嘱してほしいものです。

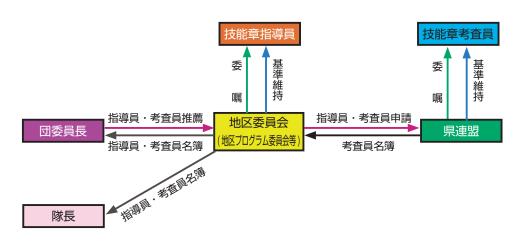
委嘱にあたっては、県連盟として、技能章考査員の任期、就任承諾の確認などの手続きを明確にしておくことが大切です。また、委嘱に対して「技能章指導員・考査員登録票」を本人から(団委員長を経由で)提出してもらって、地区で管理するのもよい方法です。

⑤技能章指導員・考査員名簿の作成

スカウトが技能章課目の指導や考査を希望したとき、時機を失することなく対応するには、技能章指導員·考査員名簿を作成して、隊長·団委員長· プログラム委員会等など関係者に配布しておくことが必要です。

また、地区委員会、プログラム委員会等にとって名簿は、技能章指導員 や考査員の全体を把握し、技能章指導員や考査員の補充や連携の強化など に有効に利用できる資料となります。

名簿の整備は、地区のプログラム委員会等に欠かせない重要な仕事です。 欠員とか、補充があった場合には修正して、常に役立つ名簿にしておきたいものです。ただし、この名簿は「個人情報」そのものです。その取り扱





●技能章考査員・技能章指導員の任 期

任期については、各都道府県連盟 によって異なっているようですが、 概ね2~3年です。

茨城県連盟においては、指導員・ 考査員共に2年としています。技能 章指導員については、各地区で同時 期に同期間で委嘱しています。



いには名簿管理者として義務と責任により、特段の注意をもって管理する必要があります。

以上述べてきたことを簡潔に図示したのが下の図です。

⑥技能章指導員・考査員の加盟登録

技能章指導員や考査員は、加盟登録を必要としません。

ただし、加盟登録を希望する人には、地区の申請により、県連盟を通じて、その手続きを行うことができます。その費用負担については、特に規定はありませんが、本人の希望であるならば、技能章指導員や考査員ご本人に負担をお願いすることが適当だと思われます。

(3) 技能章指導員・考査員と地区とのコミュニケーション

スカウトたちに技能章の取得を奨励するためには、地区として、技能章指導員や技能章考査員とのコミュニケーションをはかり、満足できるよい関係を保つように努める必要があります。特に、地区のプログラム委員会等は、次のことに配慮することが必要です。

①技能章指導員・考査員の研修の機会を設ける

地区のプログラム委員会等は、技能章指導員と技能章考査員に対して、ボーイスカウト運動についての理解、進歩制度と技能章指導のあり方、考査の基準、考査の方法について理解を深めていただくために、「技能章研修」への参加をお願いするとよいでしょう。方法はいろいろあります。県連盟として研修を行うことも可能です。また、ボーイスカウト講習会への参加もお勧めください。

また、技能章指導員や技能章考査員に対しては、技能章に関係ある情報・ 資料を積極的に提供したり、県連盟・地区の広報誌を送付したりするなど も必要なことです。

②技能章指導員・考査員と連絡を密にする

地区のプログラム委員会等としては、技能章指導員や考査員と電話や E-mail などで連絡をとることも、よいコミュニケーションの方法として有 効です。技能章の指導や考査にあたっての要望、疑問点・改善点などを地 区として積極的にくみとることが望まれます。時間の面で過度の負担をかけていないか、経済的な負担をかけていないかなど、状況を把握し、場合によって調整しなければなりません。

さらに、技能章指導員・考査員から資格条件の変更等現行の考査細目に ついて変更修正があった場合には、報告していただくことも大切です。

このために、技能章指導員や考査員をいくつかのグループに分けて、地区の進歩委員が分担して、コミュニケーションを図ることは、地区プログラム委員会等の重要な任務のひとつです。

③任期の終わりには、感謝の意を表する

技能章指導員あるいは考査員としての任期が終わるときには、地区として、なんらかの形で感謝の気持ちを表わすことは、その労に報いるために大切なことです。そうすることは、引き続いて技能章指導員や考査員をお願いするのにも有効でしょう。

地区または県連盟から、礼状や感謝状、記念品を贈呈するなどの方法があります。永年にわたって協力された場合には、県連盟に表彰を申請することもできます。

STO O

●技能章考査員・技能章指導員が未 委嘱の課目の取り扱い

現在68ある技能章の中には、適切な技能章指導員・技能章考査員を求められず、委嘱をしていないものもあります。

もし、スカウトから技能章につい て考査依頼があって、その技能章に 技能章考査員が委嘱されていない場 合は、各団の隊長は地区プログラム 委員会等の委員長に、そこで解決で きない場合は、地区プログラム委員 会等の委員長は地区コミッショナー に、まず、ご相談ください。地区コミッ ショナーを含むコミッショナー等の ネットワークに適任者がおり、技能 章考査員への就任を受諾してもらえ る場合は、特例措置として、緊急に 県連プログラム委員長、県連盟コミッ ショナー、理事長の協議により、委 嘱することができます。ただし、こ の場合には、後日直近の定例理事会 において追認を要します。

それでも考査員が見つからない場合は、県コミッショナーを通じて、 他県の技能章考査員に依頼をします。

どんな場合においても、技能章考 査員の委嘱を受けていない者が技能 章の考査を行うことはできません。

3. 技能章課目の指導

(1) 隊長の役割

技能章課目の指導については、隊長は、必要に応じて技能章指導員をよきパートナーとして委ねていくべきです。そのことは、技能章課目の指導を効果的に進めていく上で有益であるだけでなく、スカウトたちが各分野の専門家に接触することによって、彼らの成長にとっても、大きな意義をもつことになるからです。

技能章課目の指導は、スカウトに対して、次のステップで進められます。

①技能章取得の希望を申し出たスカウトに助言を与える

隊長は、スカウトが個人またはメンバーとして、技能章の取得を申し出 てくれば、快く対応します。

そして、隊長はその技能章の意義をよく理解させるとともに、必要な助 言を与えます。

もし、技能章指導員や技能章考査員が得られない場合でも、それを理由 に、スカウトたちを失望させることがあってはなりません。直ちに地区コ ミッショナーを通じて地区プログラム委員会等と相談して必要な措置をと ることです。

また、進歩課目の進度との関係については、この機会に調整すべきで、 進歩課目を軽視して、技能章の取得に走るスカウトがいれば、これを是正 するための指導と助言をします。

②スカウトに技能章指導員を紹介する

隊長は、技能章課目の指導に技能章指導員の協力が必要であると判断した場合、地区プログラム委員会等より交付された名簿により、スカウトに適切な技能章指導員を紹介します。

スカウトが指導を受けるのに、できるだけ都合のよい(近隣であるとか、職場が近いとか、通常のやりとりは E-mail が利用できるとか)指導員・考査員を選び出すことが大切です。紹介にあたっては、隊長は、事前に技能章指導員とコンタクトをとり、そのスカウトについてよく依頼しておくことです。また、スカウトには、技能章課目の指導を受けるにあたっての心構えと態度を、事前に十分に認識させておきたいものです。

特別な指導を要しない技能章課目であれば、隊長は、そのスカウトに直ちに考査を受けるように勧めます。

技能章の取得は、スカウト個々の希望を基本としていますし、また、スカウトに個人差が大きいのが通常であることから、その指導は、スカウトと技能章指導員が1対1で行うことを原則としています。これは技能章指導員に過度の負担をかけない利点もあります。

班や隊または活動チームのメンバーの全員がそろって、ある技能章の取得に挑戦するなど、多数のスカウトが指導を求めてきた場合、隊長は、地区のプログラム委員会等に申し出て、技能学習会、技能章研究会などを開催してもらう*ことも1つの方法です。この場合でも個々のスカウトについて、要求されている基準に到達しているかどうかを、見極める必要があります。

③スカウトに、技能章指導員の指導日時の予約をとらせる

スカウトは、隊長より紹介された技能章指導員に電話等を利用して、事前に指導員の都合よく確認し、日時・場所・方法等の調整・打ち合わせを行います。当日は、所定の場所に時間に遅れないように行き、「感謝の心」をもって技能章課目の指導を受けます。

事前に連絡をして予約をとることは、必ず守らなければならない礼儀です。

④技能章課目の指導に当たる

技能章課目の考査細目は、考査のために設定されているものですから、



●技能章講習会・技能章研究会

この技能章講習会や技能章研究会ですが、左記本文にあるように多数のスカウトが指導を求めてきた場合で、個別の対応ができない場合に技能章指導員に依頼して団(地区)として開催するのであればいいのですが、最近の傾向として、県連盟や地区が主導して、技能章を取得させるために、地区や県連が企画して開催しているケースをよく見聞きします。それは技能章という位置づけと制度を理解していないがために起こっているもので、この制度の意義からは、本来あってはならないものなのです。

これらの会は、ここにあるように、 あくまでもスカウトが指導を求めて きたときに、団や隊長のからの依頼 により地区(プログラム委員会等) が地区コミッショナーと協議して、 開催を検討すべきものなのです。



その技能章課目の指導の内容は、示された細目を大きく逸脱しない限り、 その細目を中心に、基本の理解から、技能の(ある程度までの)習熟まで と考えるべきです。そのために、技能章によっては、時間を十分にかけて 習熟を要するものがあります。技能章課目の指導に、拙速は避けなければ なりません。

また、技能に対する実力をつけるには、実物を用いて、ほんものを体験させることが望まれます。

スカウトが希望して自ら挑戦している技能章ですから、求める基準に到達するまでの間は、技能章指導員にすべてを頼るのではなく、本人の自己研鑽による取り組みも合わせて促すことが大切です。隊長はスカウトに直接、または保護者を介して、継続的な取り組みを促す必要があります。

一方、熱心な指導のあまり、それが押しつけにならないように、場合によっては技能章指導員にそうした配慮を願い出ることも必要でしょう。指導員からスカウトに課題を与えてもらって研究させるようにするのも一つの方法です。

⑤技能の修得完了について見極める

技能章指導員に指導を委ねた場合、隊長はそのスカウトが技能章課目の 考査を受けるに値する能力を備えたことを報告してもらうことを忘れては なりません。

また、限られた期間での指導で、考査レベルまで達することができなかった場合には、その後のスカウトの自己研修の方法や指導者の支援についてもアドバイスを受けることが大切です。

⑥スカウトに技能章課目の考査を受けることを促す

指導完了を見極めたなら、隊長は、そのスカウトに遅滞なく、技能章の 考査を受けることをすすめ、その手続きをとるよう指導することが大切で す。

4. 技能章課目の考査

(1) 技能章課目の考査の特徴

進級・進歩課目の考査においては、その認定の責任者は所属隊長ですが、 技能章課目の考査の場合には、それぞれの専門家である技能章考査員が当た るということは、前述のとおりです。

技能章の場合には、技能章考査員が個々の課目の考査において合格を認定すればよいので、面接は必要としません。

したがって、技能章課目の合格については、技能章考査員からの報告によって隊長がそれを公式に確認することで、所属団において技能章を授与することになっています。それだけに、技能章考査員の果たす役割と責任は重いといえます。

(2) 技能章課目の考査実施の手順

技能章課目の考査を受けようとするスカウトに対して、考査が支障なく実施できるように、隊長は、次のステップを理解して援助することが必要です。

①スカウトから技能章課目の考査の申し出を受ける

本人の申し出を待つばかりでなく、積極的に技能章課目の考査を受けるように促し導きます。また、技能章指導員から指導を完了した旨連絡をうけているスカウトには、遅滞なく考査を受ける手続きをとらせます。

②スカウトに技能章考査員を紹介する

この場合、隊長は技能章指導員・考査員名簿等を活用して、その考査に



●考査の場所と場所の設定

技能章の考査の場所は、その章の 課目により、スカウト(と隊長)と 考査員との話し合いによって決めま す。

例えば「水泳章」は、実技を伴う 課目があるため、その実技課目はプール等で考査する必要があります。「~ を説明する」の課目であれば、特に 場所は問いません。他の技能章も同 じです。

実技を伴う場合で、特定の場所で しか考査ができない場合は、考査員 にそこまで赴いてもらうか、その考 査員の職場等を訪問して考査するこ とも考えられます。

それらを考えると P.111 上の図の ⑥考査依頼については、まず隊長が スカウトの意向を聞いた上で、あら かじめ考査員と十分な調整をし、日 時・場所を設定しておくことが必要 でしょう。スカウトはそれに従って、 再度、考査員と直接連絡をとり、考 査を依頼すると良いでしょう。

隊長としては、考査員に失礼のないよう、配慮することが大切であり、 そういった調整の大切さをスカウト 認識させることも、大切な訓練となります。 ふさわしい技能章考査員を選ぶ必要があります。

技能章課目の考査は、スカウト個々に対して、修得できた細目から随時行うのが原則です。そうです。スカウトと 1 対 1 です。そのため、地区のプログラム委員会等が、便宜的に「技能章考査会」という形で日時と場所を設定して、同時に複数のスカウトに対して考査を行うことは、否定はしませんが、例外的な方法であることを認識してください。

③スカウトに技能章考査員との予約をとらせる

技能章課目の指導を受けた場合と同じように事前に予約をとります。このことは、技能章考査員に対する礼儀です。

4)考査を受けるスカウトに対して援助する

技能章考査員の都合さえつけば、そのスカウトは、いつでもどこでも短時間で1細目から複数の細目について考査を受けることができます。スカウトは細目の考査に合格したら、その都度、技能章考査員の確認を得ます。「技能章の指導と考査の手引」に記載されている技能章考査欄を利用して細目に合格の都度、技能章考査員の認証を得るようにすれば、その喜びが、総ての細目の合格への大きな励ましとなるでしょう。

⑤考査の完了について、技能章考査員から報告を受ける

技能章考査員は、スカウトがすべての考査細目に合格したら、考査の結果を「合格」として隊長に通知します。万一、すべての考査細目に合格できなければ、「不合格」として、その事由をそえて隊長に通知します。

通知にはいろいろな方法がありますが、確実にしかも早く隊長のところに到着することが大切ですので、所定の様式を使用して電子メールにファイル添付、ファックス、郵送などの方法を利用します。

また同時に、地区のプログラム委員会等は、技能章考査員から報告を受けることで、地区における技能章課目の考査状況を把握することができて、技能章取得の促進に資することができ、さらに、県連盟のプログラム委員会に状況報告することが可能となります。

また、手続き上、隊長から技能章考査員への「技能章考査申請書」、技能章考査員から隊長への「考査結果通知書」、地区のプログラム委員会等への「考査結果報告書」「技能章考査細目についての通知書」をセットにしたものを、別紙の資料・書式編にまとめてあります。ご活用ください。

特に「技能章考査細目についての通知書」は、今後の課目内容の見直しのために、県連盟で集約し、日本連盟に通知します。

(3) 技能章課目の考査の方法

査を行います。

スカウトが技能章をつけることは、その技能が「実際にできる」ものであり、 社会や他の人々に奉仕できることを公表するものです。従って、技能章課目 の細目の考査は、実地あるいはそれに近い状況と方法で行うことを原則とし ています。細目によっては、実施した記録(報告書・レポート)や証明など を審査することになりますが、この場合でも、「実際にできる」ことを確認す るという意味合いが失われることがあってはなりません。

技能章における報告書・レポートは、事前に隊長が目を通し、必要事項が記入されているか、「ちかい」と「おきて」の精神が活かされているか、文章の表現・表記は適切か等、きちんとした形にするための指導をすることが必要です。繰り返しますが、スカウティングにおける「技能」の進歩章ですので、単なる技能習得ではないこと、すなわち「スカウティングの4本柱」である「人格」「健康」「奉仕」が伴っている「知識・技能」で有ることが求められます。技能章ごとに示されている細目について、次のいずれかの方法によって考



実演	その場で実際にやら
天 供	せる。
	その場で口頭または
口述・記述	筆記により説明させ
	る。
作品の提出	自作の作品を提出さ
11日の近山	せる。
報告書の	調査・研究の経過と
提出	まとめた成果を報告
	書を提出させる。
証明書の	すでに得た資格・実
提示	績などを提示させる。

(4) 技能章課目の考査基準

B-P 卿は「隊長の手引」の中で、「技能章獲得について、われわれが標準とするのは、ある知識や技能において一定の水準まで熟達するということではなくて、そうして知識や技術を得るために、その少年がどんなに努力したかという点においているのである」と述べています。

このことは、すべての進歩考査において、基本的に押さえておかなければ ならないことです。

また、教育規程では、考査の基準について、次のように定められています。

7 - 34

考査の基準は、スカウトの年齢、知能、体力、特質、発育の程度及び生活環境によって一律に考えるべきではないが、いかなる場合もその最低基準線はこれを守らなければならない。

技能章の考査においても、技能章が特定分野の技能の修得を目的としている以上、考査の最低基準*というものは常に守らなければなりません。このことを通して、難しい考査に合格したという喜びと自信が、その修得に誇りを持たせ、名誉をもたらし、技能章の価値を高めるのです。

しかしながら、技能章は完全なる専門家の養成をねらっているものではありませんので、基準を強調するあまり、伸びようとしているスカウトの芽をつんでしまうことになっては本末転倒です。

技能章はあくまでも、興味をもたせ、努力させ、そして修得できたことの 喜びと、それが実際に自分に役立つ・社会に役立つことの喜びが、さらに次 の努力につながることをねらっています。考査による合格は、それぞれの技 能への入門であり、後に続く限りのない進歩を期待するものでもあります。

このような意図を汲んだ上で、技能章考査員には、基準の維持に心がけて いただくことが強く望まれます。



*最低基準については、P.78 のヒントを参照。

5. 技能章の授与

(1) 技能章の交付申請

隊長は、技能章考査員からの通知によって合格を確認したなら、1日でも早くスカウトに技能章を授与しなければなりません。

通知をうけた隊長は、直ちに事務手続きをして、団委員長に対して技能章 交付を申請します。団委員長(または代理の者)は県連盟の事務局や需品部 に申し込んだり、スカウト用品の販売所に証明書を提出するなど、各県連盟 がが指定する方法で技能章の購入手続きし、技能章を入手します。

技能章の認定については、隊長が再考査することは不要です。技能章考査 員の考査結果をそのまま受けとめ、団委員会の協力を得て、技能章を早く入 手することが大切です。

(2) 技能章の授与のしかた

技能章の授与は団で行います。団あるいは隊の公的な場で授与されれば、 授与されたスカウトの感激は大きく、努力して得た技能章に誇りと自信を もって、さらに次の進歩に励むようになるでしょう。また、技能章の価値を 高めることになるので、他のスカウトたちにもよい影響をもたらすことにな ります。

技能章を含む進歩記章は、進級記章と違って、多数のスカウトが数多く取得するものですから、授与の機会をできるだけ多く用意して、タイミングよく授与することが必要です。

(3) 技能章の着用について

技能章の着用については、9つ(3列3段)までは、制服の上着の右そで

の班別章(ベンチャー認識章)の下につけます。また、取得した技能章が7つ以上の場合、タスキを用いることが認められ、これにはいくらでも着けることができます(右ページヒント参照)。このたすきは、できるだけセレモニーなど、機会あるごとに着用するよう指導してください。

なお、タスキに着けられるのは、部門によって異なっていますので、注意 が必要です。大会の参加章や他のワッペンが着いているのを見かけますが、 これは着けられません。

部門	タスキに着用	できる記章類
カ :	5 個目からのチャレンジ章	
ボー~	ターゲットバッジ、マスターバッ	ジ
ベンチャ-	7 課目以上の技能章	

(平成26年4月1日の規程改定に伴い「カブ」の項目を修正)

(4) 技能章取得と自己の適性

これまで述べたように、技能章は、実際に役立つものであったり、一般のレベルより高い技能が要求されています。ですから、そう簡単に取得できるものではありません。しかし、だからといって高校生年代の者が、到達不可能な内容の課目になっているわけではなありません。それどころか、スカウトが技能章取得に挑戟することによって、自分はどういった内容の技能に興味が湧くのか、また実際に技能修得の努力をしてみて楽しみながらできたものは何であったか、などを知ることは、自分でも知らなかった自分の適性や興味を知る糸口になるのです。そして、あるいは、それが将来の自分の進むべき道を示してくれることになったり、一生の趣味として身についていくことになるかも知れないのです。

現在、技能章は、69 種類のものが定められていますが、今後、ベンチャースカウトのニーズや、社会の変化や要望によっていろいろなものが考えられ、つけ加えられていくでしょうし、課目の内容も改訂されて、いっそう充実していくものと考えられます。

もし、スカウトから「こんな技能章があればいいのになあ」という要望が 隊長に寄せられたら、地区コミッショナーに是非とも伝えてください。それ は県連盟コミッショナーを通じて、日本連盟に届けられ、プログラム委員会 に提案されます。







● 69「環境保護章」

平成22年12月に実施された第18回全国スカウトフォーラムで採択された日本連盟に対する提言を基に、スカウトが地球環境問題を理解し、環境に対する意識を向上させるために技能章「環境保護章」を新設されました。(施行:平成25年4月1日)

69. 環境保護章



- (1) 環境保護の意義を知ること。
- (2) 地域における大気・水・土壌のいずれかの汚れに関する問題を認識し、それが地球環境とどのように関わっているかを具体例を示し説明すること。
- (3) 日本国内の絶滅危惧種を、動物・植物についてそれぞれ2種類以上 挙げ、その現状について説明でき ること。また、地域の自然環境に 対し、人間の活動がどのように影

響しているか調べ、例を挙げて説 明できること。

(4) 地球環境に影響を与える有害物質を3種類以上挙げ、その危険性を減らすために、個人、グループまたは地域でできることについての提案をする。

現在具体的に取り組んでいる場合は、その内容(計画・実施・現時点での評価、等)を提示すること。

(5) 国立公園などの自然や環境についての知識を深めることができる施設を訪問し、そこで学んだ内容についてレポートを提出する。特に、

その周囲の環境や生態系に影響を 及ぼしている事項について具体的 に示すこと。

(6)「持続可能な開発」について、次の点に留意し、内容を説明できる

国際的にどのような取り組みが 行われてきたか?

日本は現在までどのような取り 組みを行ってきたか?

(7) 環境保護活動に取り組むための計画を立て、実施し、その結果を隊長に報告し承認を受けること。

(例) 康介君の技能章「信号章」取得のプロセス

- ①康介は信号について特に興味をもっている。ボーイ隊のころ、ターゲットバッジ D3 の「通信」をとるとき、手旗信号で伝言が遠くの相手に伝えられたり、相手の言っていることがわかったときのうれしさが忘れられなかった。それで、ベンチャーになったら、まずはじめに信号章を取りたいと考えて、村田隊長に相談した。
- ②村田隊長が調べてくれたところ、県連で委嘱している信号章の考査員は、康介の住んでいる町から車で20分ほど離れた隣町に住んでいる福田さんという方だとわかった。
- ③福田さんは地区の信号章指導員を兼ねているということであったが、康介が何回か通って指導を受けるのには少し遠いということで、隊長を通じて地区のプログラム委員会等にお願いしたところ、団本部の近くに住んでいる杉浦さんに信号章の指導員を引き受けていただくことになった。
- ④康介が隊長の紹介状をもって杉浦さんを訪問したのは、6月の中頃であった。 杉浦さんは、昔、商船学校に通っていた頃、手旗を勉強した経験がある方で、 康介に手旗信号の面白さについて、いろいろと話をしてくれた。そのときは 康介に原画だけを実演させただけだったが、これから毎週日曜日の朝7時か ら8時まで、杉浦さんのお宅で、手旗信号の発信・受信について特訓してく ださることになった。

そして、およそ3ヶ月かかって信号章を取得する予定で、スケジュールを次回までに立ててくるようにといわれた。

- ⑤康介のスケジュール
 - A. 手旗はボーイ時代に、文字は発受できるようになっているが、数字、特に 少数や分数の発受は知らないので、指導を受ける。
 - B. 交信法をもっとしっかり知って、自由自在に交信できるようになる。
 - C. 早い速度で、発信したり、受信できるようになる。 (以上を2か月で習得する。)
 - D. 中継所の置き方について指導を受け、実際に、他のスカウトに協力して もらって、500メートル以上離れた地点を選んで中継し、手旗信号でど の程度メッセージが伝えられるかを、実験したい。

(夏休みの日の午前中、郊外へ出かけて実施する。)

- E. 通信器具は何を作ればよいかわからないので、杉浦さんに指導してもらう。
- F. 鉄道信号、船灯信号、霧笛信号、船の時鐘の打ち方について調査し、わからないことは杉浦さんや、杉浦さんを通じて他の方から指導を仰ぐ。 (以上を約1か月で実施する。)
- ⑥次回、杉浦さんを訪問したとき、このスケジュールを見せると、杉浦さんは、 康介が自習する部分と、杉浦さんが指導してくれる部分について、3か月間 のタイムスケジュール表を一緒になって作ってくれ、信号章を取るまでがんば

	6月	7月	8月	9月末
原画の練習		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • •	考本
文章の発信		•••••		考査を受ける
文章の受信		• • • • • • • • • • •	• • • • • • • • •	Ĥ ける
交信法		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••
中継の計画実施		•	•••••	
通信器具作製			••••	
いろいろの信号			-	• • • •

(編は康介が自習することを示し、・・・・・・ 線は杉浦さんに指導を受ける 日程を示す。) 【ポイント】

- ●本人のニーズであること。
- ●隊長の協力と支援
- ●技能章指導のための調整 指導員の委嘱(特例)
- ●紹介状
- ●自ら作成した取得計画 (スケジュール)

●スケジュールの調整

るようにと、康介を励ましてくれた。

そして通信器具についても、手旗信号用のものや、モールス信号法のもの で音の出る装置や光の出る装置を、いくつか例を示して指導してもらえた。

- ②このスケジュールに沿って康介は、信号章を取得のためのトレーニングを開始した。
 - A. 原画であいまいだったところは杉浦さんに厳しく注意され、鏡の前で何度 も自習して、どんな原画に移るときも、きちっとした姿勢がとれるように なった。
 - B. 発信は、文章を早く打てば 1 分間に 60 ほど打てるようになった。
 - C. 数字と原画が合うように、何回も練習して記憶した。
 - D. 受信の練習は、杉浦さんに発信してもらって練習した。初めは少し早く 打たれると、いくつか受信できない字があったが、8月の終わりごろには、 1分間に50字ぐらいの速度なら筆記しながら受信できるようになった。
- ®夏休みのある日、「遠隔地へ手旗信号で通信するための中継方法」について 計画書を作成し、班の仲間3人に手伝ってもらって実際に行ってみた。この ときは杉浦さんも付き添ってくれて、班の仲間にも中継の方法や原画につい て注意してくれた。
- ⑨通信器具は、夜間の手旗信号に用いる赤い光と白い光の出る2本の発光筒を用いた。LED 懐中電灯を利用して、早い速度で動かしても、赤と白の光がはっきり出るように工夫して作った。
- ⑩「いろいろな信号」については、杉浦さんから本を紹介してもらって勉強した。
- ①3か月がたって、康介は杉浦さんから信号章が取れるだけの腕前になった とほめられ、考査を受けるようにとすすめられた。
- ② A. 村田隊長が信号章考査員の福田さんに連絡してくれて、福田さんが考査をしてくれたのは9月の末の日曜の朝だった。それは大きな運動場で行われたが、およそ 180 メートル程の距離の所で、福田さんはトランシーバーを使って、「これが1分間35字の速度だ」といって康介にまず受信させ、その次に、前もって渡されていた少数と帯分数をふくむ160字ほどの通信文を康介に発信させた。そのあと手旗信号でいくつかの質問が発信され、康介はそれに答えて送信した。もちろん、3か月一生懸命に練習を積んだ康介にとっては、簡単な考査であった。
 - B. 作ってきた夜間の手旗信号ライトを福田さんに見せて、使い方を説明した。
 - C. 遠隔地への手旗信号を用いた中継方法は、計画書に実際に実施してみての報告や感想を記入して提出し、承認してもらった。
 - D.「いろいろな信号」については、調査したり、指導してもらったことについて自分の声を出して実演し、船灯信号は口頭で説明した。
- ③福田さんは康介の信号技能が素晴らしいことをほめてくれ、どのように努力 したのかを聞いたり、また国際旗流信号がどんなところで使われているのか といった「いろいろな信号」についての話もしてくれた。そして、康介の隊 長宛に信号章合格の証明書を書いて、印鑑を押してくださった。
- ⑭次の隊集会で、康介はみんなの前で隊長から努力を称えられ信号章を授与された。隊集会には、杉浦さんと福田さんがゲストとして出席され、隊長からお礼の言葉が述べられた。康介も杉浦さんと福田さんに「ほんとうに、いろいろありがとうございました。」とお礼と感謝の気持ちを伝えた。杉浦さんも福田さんもとてもうれしそうに康介の努力をほめてくれた。
- ⑤康介は自分の努力が実を結んで、信号章を取得できたことが、とてもうれしく、今度はカヌーでのアドベンチャー旅行のために、隊の全員がカヌー章を取ることを提案しようと思っている。

【ポイント】

●本人の意志と責任において実践

●機会の提供

- ●書籍による自己研究
- ●本人と隊長、隊長と考査員との連絡調整

- ●「褒める」「ふりかえり」
- ●視野の拡大
- ●認定
- ●努力と結果、●授与式
- ●授与式に招待、感謝を伝える
- ●動機付け→新たな挑戦と波及

第9章 改めて、スカウティングとは

進歩制度とは「進歩課目」を履修することではない

ある方からのこんな「質問」がありました。

「そなえよつねに」

この言葉の意味、どのように理解されていますか?いろいろな、とらえかた があると思われますが・・・・

私は、「死ぬ時に、私の一生は〇〇〇だった。」この〇〇〇には、自分で、その時がきたら、こんなふうに思いたい。という事を実現できるように、常日頃から考えている事。という意味も含むと子供から聞いて、私の生き方に一番近いと思いましたが、はたして、この解釈が正しいのかという部分で「?」となってしまいました。

う一ん・・・・この解釈は、大きく捉えれば、間違ってはいません。

しかしながら、そうなるには、考えるだけでなく、その日その時をどう生きていくか! を実行・実践することが、そのバックになくてはならないんです。そして、その方向・在り方がボーイスカウト運動の根幹の部分ですので、とても大切なものなんです。

まず、「ボーイスカウトってどんな運動なんですか?」という問いに正しく答えられるコトが求められます。ここをしっかりと押さえていないと、いろいろな亜流の解釈が出てくるんですよ。

それは、

「今」をどう生きる? → **「今、自分はいかに在るべきか」** なのです。

これは、単にアトでこうなる(なった)というものではありません。だから「死ぬとき・・・・に」とイコールではないのです。死ぬ時感じた「結果」でなくて、「現在進行形」の今なのです。「今」があっての「結果」なんです。

端的に言えば、ボーイスカウト運動とは、青少年に対して「今、自分はいかにあるべきか」を求める運動です。彼らが成人となったときに、自分のスタンスが「よりよい市民」として確立できることを目的に、スカウト達が「今、自分はいかにあるべきか」をそれぞれの年代(部門)に応じて、そのプログラムの中で、しっかりと考え、それを実現できる術(=良い個性)を身につけていく・・・・それを成人が支援しながら実行・実践していく運動なんです。

ところが、スカウトたちはいちいちそんなことを意識してやってはいません。その時々には「自分は成長しているなぁ」なんて誰も思っていないでしょう。きっと彼らは「楽しく」てスカウティングをやっているハズですから。何度も繰り返しますが、この「楽しさ」こそが、スカウティングへのモチベーションなのです。これがスカウティングの原動力なのです。そして、この楽しさを感じるところは各人それぞれ違っています。その感じるトコロはスカウトそれぞれですから、指導者は「楽しいスカウティングは、こうでなければならない」なんて押しつけることは必要ないんですよね。

ただし、ここで大切なことは、その楽しさを感じる根幹の部分を育ててやる・・・・いや、引っ張り出す・・・・気づかせることなのです。

具体的に言えば**「自分が今、行っている行動に対して価値を感じさせる」** ことなのです。そのスカウトが感じる「価値」とは、仲間との深い関わりかもしれません。やったことのないことへのチャレンジかもしれません。自分の技能の検証かもしれません。新たな発見かもしれません。自分を振り返る穏やかな時間かもしれません。これらのことは、普段の生活では意識しないと何気なく通り過ぎていってしまうものでもあります。それを意識させ、そこに価値観を感じる・・・・それこそが**スカウティングの本質**なのです。



●新訓練体系「スキルトレーニング」 が意味するもの

新指導者訓練体系では「スキルトレーニング」が導入されました。

これは、全ての隊指導者が持つべき(野営技能を含む)スタンダード・スキル(標準技能)の修得プログラムで、野外活動の指導力を高め、かつ魅力あるプログラムが展開するための基本となるものです。全ての隊指導者とは、ビーバーからベンチャーまでの隊長・副長・副長補です。

ここで獲得したスカウトスキルは、基本的にはボーイ部門のプログラムで使用するものですが、カブの指導者、ビーバーの指導者であっても、そのスカウトスキルを用いて、カブ・ビーバー年代に合ったプログラムとして提供していきます。それによって、ビーバー→カブ→ボーイ→ベンチャーという一連の流れが、今まで以上に明確に意識できるのです。

つまり、同じスキルを、部門に応じてブレークダウンすることで、プログラムの一貫性も保たれ、スカウトにとってもステップアップと質的向上が自覚できるというわけです。

これが意味するところは、今まで独自に進化?してきたビーバーとカブのプログラムは、今後はこのスカウティングが求めていく「本当のスカウティング」に質的な転換・変化をしていくということです。

カブとビーバーの隊長は、その変化に対応・順応するために、積極的にラウンドテーブルに参加したり、WB研修所に再度入所したり、WB実修所に入所したりして、研鑽と研究を積んで、スカウトにスカウティングらしいプログラムを提供できるよう取り組みをお願いします。

成長過程で身につけるべきたくさんの分野の多種多様な「価値観」を、仲間との関わり、指導者との関わりの中で、自分で実践することによって、見つけ、気づき、そして獲得し「良い個性」として自分のものにしていくこと、そしてそれを社会という場で活用していくことが、この運動の目的ですよね。そして、それを獲得するプロセスこそが、私たちが行っているスカウティングそのものなのです。そのためには、そこに「今、自分はいかにあるべきか」を考え、感じ、実行していくことが、まさに必要となるのです。

「よーし、やってみようぜ!! 失敗したっていいじゃん、その時は失敗の原因を考えて、もぅ一回やって、自分の物にしようぜ。」(おぉ!「実践躬行(Activity First)」「精究教理(Evaluation Follow)」「道心堅固(Eternal Spirits)」・・・・清規三事!) という、この『姿勢・意識・精神』=「魂(スピリッツ)」がなくてはなりません。これこそがスカウティング・スピリッツなのです。

だから、プログラムとは、それを気づき、実行できるものでなくてはダメなんです。いろんな仕掛けして、スカウトたちから「楽しい」を引っぱりだすこと、そして各部門の各年齢に応じた「今、自分はいかにあるべきか」、つまり「ちかい」と「おきて」をそこで実行によって気づかせ、良い個性として定着させていくこと。それがプログラム作成のキモであり、隊集会の醍醐味なのです。(←これが大切!!)

プログラムの効果を挙げるために、よく「アワード」を活用しますが、それが本意とするところは、結果や成績の優劣を決めることではなく、そのスカウトが自分のより良い在り方に気づいたことを、指導者が見逃さずによく見ていてそれを評価するところにあります。だからこそのアワードなんです。そう、誉めてあげる、認めてあげる、みんなの前で・・・・が即座に良い個性の定着を促していくんです。そう、ここにも進歩制度が見えてきます。「進歩課目」こそありませんが、いちばん肝心な「心の成長」を促せる、最も現実的で効果的な方法です。

このトコロを多くの指導者たち(コミッショナーもトレーナーも)は、きちんと認識していのるでしょうか。多くの指導者は知識や技能を与えることが「指導」だと、そして、それをスカウトができるようになることが「進歩」だと思ってるんじゃないのでしょうか。

確かに日本の「教育」は知識や技能を与えること・・・・であり、実は私たちもそう刷り込まれています。それは否定しません。でも、このボーイスカウトのやり方は、Educate(=養い培い引き出す・・・・)で、Instruct(=与え力で詰め込み教え込む・・・・)ではないんですよね(P.19参照)。ですから、この運動では、我々を「教師」でなく「指導者」と言うんですよね。「teacher教える人」ではなく、「Leader・導く人」なんですね。EducateでありLeaderであることを、私たちは肝に銘じなければなりません。

さて、ボーイスカウト運動における指導者の在り方というのは・・・・

- ・スカウトに、「自分が実行できること」を気づくようになるのを刺激 する環境を作り出すこと。
- スカウトが、自由に試したり、学んだりするのに必要な「安全な状況」を整えること
- ・進歩を遂げ、人生経験の一部とすることができるような個人的に意義のある経験をするような方法や手段を「自分で見つけ出す」よう支援すること。

です。あくまでやるのはスカウト自身。大人は支援するだけです。その支援とは、釣り合いがとれた発達を遂げるように配慮し、時間をかけて、確実に活動と集団での日常生活により、各個人の肉体的・知的・情緒的・社会的・精神的な発達を助長していく・・・・こと(一貫教育、活動プログラム、進歩制度、班制教育)。それが、我々リーダーの役割なんですね。

ですから、決して教え込むことではありませんし、彼らの個性を無視して集団行動を強要するモノでもないんです。



●指導者のとしての自分を振り返る

あなたは自発活動をしていますか? 心から「私は自発している」と思って行動していますか? どうでしょうか。どこかに「やらされている」と意識や思いはありませんか?

特に 16NJ に参加された指導者の皆さんは、今回のジャンボリーの運営に甚だ不満を持ったことと思います。いろいろな場面で実にたくさんの不満を聞きました。私も言ってしまいました・・・・。

でもそれは、「自発」も「自らすすんで」もできていなかったからではないでしょうか。誰かがやってくれる、環境を整えてくれる、導いてくれるのを待っていたからではないでしょうか。だから不平や不満があふれたのではないでしょうか?

でも、今までスカウトに言ってきたこと語ってきたことをちょっと振り返ってみてください。私たちは常日頃スカウト達に何を伝えてきたでしょうか?

『どんなにつらく苦しい時も「前向き」に、そして笑顔で「口笛を吹いて」と、 心の持ち方次第で、自分の意識を変 化させることができるんだ!!』 …って。

そうオシエテハイナカッタデスカ? 「はっ!」「あっ!」

と気づいてくれた方は、今後も残ってもらいたい指導者ですね。「ふざけんなよ、やってらんねーよ!」と思った方は、ここで即座に制服を脱いでください。

私たちはボーイスカウトという運動をやっているのです。スカウティングに共感して、スカウティングの心で。

その心を持たない方は、この運動に関わることはできません。おそらく「ちかい」や「おきて」の本当の意味も知ろうとしないし、理解することはないでしょう。

そのような、活動だからこそ、子供達は自分の能力に気づき、それを喜び として次へのチャレンジの原動力にし、それを確かめられる場(=活動)へ の参加意欲へとつながるのですね。

しかも、子供の発達段階に応じてビーバー~ローバーという部門によって それぞれ適切な進歩プログラムで、それらの環境を提供し、子供達がその発 達段階に応じた「気づき」ができることに意義があるんです。

だから、カブをボーイへの準備期間、ビーバーをカブへの準備期間····と考えてはいけないんだよね。

また、ビーバーの「大きな輪」、カブの「カブコール」「仲良しの輪」、ボーイの「パトローリング」といった、その部門で特色のあるこれらのものは、非常に大きな意味を持ってそれが運用されているんです。これもスカウティングの一貫性なのです。

[B-P の言葉より] **全ての隊長が自分のハンドブックを持つこと**

少年たちを幸福な市民にする訓練での、簡単だが強力で直ぐに役に立つも のは、

- 1. 少年自身に生まれつき備わっている燃え上がるような情熱
- 2. 訓練する人自身の人生経験

である。

ある隊長は、私が毎週スカウト誌に書いているものを、その週の少年たち との活動のテキストに使っているということである。

彼は私が毎週書いている記事を多く読んだ結果、私が「少年を幸福にしたいと思っている」ことを信じるに至ったそうである。

私にとって彼がこのことを理解してくれたのが嬉しいのは、それこそわれ われの訓練の本当の目的だからである。われわれは少年たちに幸福になる方 法、人生を楽しむ方法について、(1) 現在と (2) 将来の両方を示した いのである。

われわれは、学生軍事教練団あるいは公立学校ではない。これらの組織はみんな立派だが、その方法は、われわれのものとは少し異なっている。われわれは、少年たちを最終的には立派な市民にするために幸せにしたい。われわれがそうすることに伴なって、他の団体から得られる恩恵を少年たちが受けるのは確かである。というのは、スカウティングは規律と健康と知識を伸ばすが、同時にこれは幸福と奉仕を通して、少年たちをより良い市民にすることを直接目指しており、これは他の団体にとっては領域外のことなのである。ほぼ笑みと善行はわれわれが得意とするところである。われわれが今日抱えている社会問題の多くは、普通の市民にこれらが欠けていることに起因している。

少年が今さしあたって幸福になるような手助けをするには、少年の勢いや 活力を利用し促して、少年たちを少しずつ正しい方向に進め、調整すること によって行う。

最終的に少年が幸せな人生を過ごせるようにする準備期間には、われわれ 1人一人が自らの経験を振り返り、自分たちが際どいところで失敗しそうに なった危険を少年に避けさせるよう指導することで大いに役立つことができ る。

たとえば(内輪話をさせてもらうと)私の場合、振り返ってみると私は単に幸福な人生というだけでなく、非常に幸福な人生を送ったと思っている。これは多分に無分別な個人的野心という危険に、たまたま一度も出くわすことがなかったせいだと思う。うまくやったというよりもむしろ幸運に恵まれて私は非常に早く昇進したが、昇進するごとに給料が上がった(本当は、私には昇給が必要だったのだ!)こと以外はあらゆる段階を残念に思った。私は大尉にはなりたくなかった。というのは、準大尉であった時の楽しさや責



○スカウティングは、真面目に勉強 しなければならないような学問でも なければ、学説や出典を集めたもの でもない。さらに、少年達に規律を 繰り返し教え込んだり、その個性を ややる気を抑圧するような軍隊的な 規則でもない。

そう、それは野外での楽しいゲームである。そこでは、少年の心を持った大人(Boy-man)達と少年達が兄弟として一緒に冒険にでかけ、健康と幸福、手技と役に立つことを身につけることができる場なのです。

○そう、スカウティングはゲームである。しかし、我々のパンフレット、規約、スカウター誌の中の論文、会議、コミッショナーやその他の指導者たちの訓練など、あらゆるものを見てみると、時として我々はゲームにしては、あまのに深刻なものにしようとしているのでないかといぶかしむことがある。

○ボーイスカウトとガールガイド 運動の目的は、市民男女に三つの 「H」、すなわち健康(Health)、幸福 (Happiness)、役に立つこと(Helpful) を授け、育成することである。

○スカウトのおきては、我々を規律 正しく結びつける力である。少年と いうものは「~するな (Don't)」とい うことて支配するものではなく「~ する (Do)」ということで導かれるの である。

スカウトのおきては、自分の欠点 を矯正するものというよりは、むし ろ行動を導き出すものとして考えら れたものである。 任の軽さが失われたからである。大佐に昇進したことも、部下たちと個人的 な接触ができなくなるので残念に思った。ある時、私は早めに将軍に昇進することになったが、とても有り難いことに数日後に、その地位に就くには年齢不足であることが分かったのである。

一言でいうと、私は自分が得たものに満足していた。

私はこれまでの人生で暇だったり、趣味や活動に何も目標もないような時 を過ごした記憶がない。

1つには、私が演劇をかなり楽しんだことも確かである。これは時間の無駄のように思えるが、その背後にある何か現実的な理由なしに演劇に加わったり、計画したことは1度もなかった。その理由とはたとえば、コレラや病気が流行ったりした時に兵士たちを励ましたり、道徳的に問題のある場所へ行きたいという誘惑に負けないようにするということだった。

私が命令される立場から命令する立場になった時、私は形式ばった統制方式の代わりに人間的なものにするよう努めた。それを作り上げるにはもう1つ厄介なことを抱え込んだが、結局はより大きな満足が得られた。

(個人的な思い出話と理屈はお詫びする。私が引用したのは、単に、どうすれば全ての隊長が自分の人生経験を同じように引出し、少年たちを訓練する指針として利用できるかということを提案することが目的なのである。)

私の経験によれば、他の人を幸福にすることこそ自分自身を幸福にする本 当の鍵である。

健康的で、陽気で、信心家ぶったり、報酬を求めない精神でスカウトたちが先ず善行をし、成長しながら地域社会に奉仕するように促すことで、あなたは少年たちの技能の習熟、規律、知識を伸ばすこと以上のことを少年たちにしてやることができるのである。なぜなら、あなたは少年たちに生計を立てる方法よりもむしろ、生き方を敢えているからである。

1920.2

スカウティングにおける進歩の本質

- ○履修課程、評点、基準を通して、この運動を能率のよい訓練学校にすることで、本運動の目的と精神を見失わないで欲しい。
- ○われわれの目的は、単に少年たち1人一人が、特に<u>最も勉強のできない</u>少年たちが、それぞれ魅力を感じ、役に立つ課目に個人的に熱中するようになる手助けをするに過ぎない。
- ○われわれは、このことを**スカウティングの面白さと楽しさを通して行う**。 少しずつ進歩していくことによって、少年たちは自然に無意識の内に自分 たちの知識を自ら伸ばしていくよう導かれる。
- ○しかし、いったん、それを能率を追求する生真面目な教育体系にしてしま うと、われわれはスカウト訓練の全ての核心と価値を見失い、訓練を実施 する熟練した専門家のいない学校活動に似たものになる。
- ○隊長は、スカウティングという**ゲームの中で自発的な遊びの指導者**であり、資格を持った学校の先生ではないことを忘れてはならない。しかも、彼らに非常に厳格な履修項目を提示することは、彼らの熱意と地域の状況に応じて、少年たちを扱うという独創性を抑えることになる。
- ○われわれのバッジ取得の基準は、私がしばしば言っているように、学校のように課業の質が一定の水準に達していることではなく、バッジを取得しようとする者が払った努力の量である。これは最も見込みのない者にも、もっと優秀だったり、より恵まれた者たちと同じ可能性の基盤をもたらすものである。
- ○われわれは、**内から起こる快活な自己啓発心を通して**、全ての少年たちが バッジを取得するようにしたいのであって、外から形式的に教え込むこと を押しつけてするようにはしたくない。

1921.7



← 結論はこれです。

いろいろくどくど書いてきましたが、結論はこれ(←左記本文)です。 BPは、このように進歩制度について、この冊子に書かれているようには小難しく考えてはいなかったと思います。

バッジってかっこいいよなぁ!

- →ほしいなぁ・付けたいなぁ!
- →よし、がんばってバッジをとるぞ!
- →うわぁ、これは大変だ!
- →でもがんばろう!
- →仲間と一緒に活動すると、楽しく 覚えられるぞ!
- →ここまでできるようになったよ!
- →考査、ちょっとドキドキ!
- **→**やった、合格だ!
- →あこがれのバッジがとれたぞ!
- → (制服につけて) やったぁ!
- → 「それじゃぁ、これにもチャレン ジだ! |

…なんですよね。スカウトにとっては。「!」の数だけそのバッジは彼にとって価値あるもの、名誉なもの、そして誇りと自信になるんですね。

その裏では、指導者はこのようにいるいろなことを知っていることが大切なんです。だからといって、すべてに精通していなければならないまではありません。すべてを知らなければ隊長は務まらない・・・となるければ隊長をすることができない。誰も隊長をすることができなくなってしまいます。そのために、プログラム委員会、隊長を支援するコミックショナーがいるんですね。役割分担です。これもひとつの班制度です。

さぁ、スカウトたちのキラキラの 瞳のために我々もがんばっていきま しょう。